# 2025年度版 建築基準関係法令集 追録

# 線引き見本

TAC建築士講座

## 建築基準法

	连梁奉华达 ————————————————————————————————————					
No.	頁・行数	条文番号	旧	新		
A1	P11 左段 021	2条十七号	第5条の6第2項及び第6条第 3項第二号において	以下		
A2	P11 左段 ℓ28	2条十七号	第5条の6第2項及び第6条第	以下		
			3項第二号において			
А3	P11 左段 032	2条十七号	第6条第3項第三号	同号		
A4	P15 右段 ℓ2	5条の6第2項	この項及び次条第3項第二号に	(削除)		
			おいて			
A5	P15 右段 026	6条1項	から第三号まで	若しくは第二号		
A6	P15 右段 029	6条1項	から第三号までに掲げる	又は第二号に規定する		
A7	P15 右段 ℓ32	6条1項	四	=		
A8	P16 左段 ℓ2	6条1項	から第三号まで	若しくは第二号		
A9	P16 左段 ℓ5	6条1項	から第三号までに掲げる	又は第二号に規定する		
A10	P16 左段 ℓ8	6条1項	四	=		
A11	P16 左段 ℓ14	6条1項 脚注	11条2項➡873	10条2項 <b>⇒</b> C3		
A12	P16 左段	6条1項	一 別表第1~	B1		
	ℓ22 <b>~</b> ℓ40	一号~四号	~1項➡809			
A13	P16 右段 024	6条4項	から第三号まで	又は第二号		
A14	P16 右段 026	6条4項	四	三		
A15	P16 右段 040	6条6項	第1項の	第1項本文に規定する		
A16	P17 左段 ℓ25	6条9項 脚注	<b>⇒</b> 275	<b>⇒</b> C1		
A17	P18 左段	6条の3第1項	ただし、~	B2		
	ℓ21~ℓ45	ただし書	〜法 18 条の 2 ➡34			
A18	P19 左段 038	6条の4第三号	四	三		
A19	P22 左段 ℓ4	7条の6第1項	から第三号までの	若しくは第二号に掲げる		
A20	P34 右段 042	20条1項	それぞれ	(削除)		
A21	P35 左段	20 条 1 項二号	二 高さが60m以下~	B3		
	ℓ13~ℓ23		~令 36 条の 2 ➡154			
A22	P35 左段 Q41~	20 条 1 項三号	三 高さが 60m以下~	B4		
	右段 04		~適合するものであること。			
A23	P49 右段 ℓ4	52 条 14 項 脚注	40 条 <b>→</b> 882	35 条➡C3		
A24	P68 左段 017	68条の9第1項	四	=		
A25	P104 右段 ℓ10	87条の4	から第三号まで	又は第二号		
A26	P104 右段 024	87条の4	から第三号まで	又は第二号		
A27	P104 右段 ℓ26	87条の4	Д	三		
A28	P104 右段 ℓ39	88条1項	から第三号まで	又は第二号		
A29	P104 右段 ℓ41	88条1項	四	三		
A30	P105 左段 ℓ24	88条1項	それぞれ	(削除)		
A31	P105 左段 ℓ33	88条2項	から第三号まで	又は第二号		
A32	P106 左段 ℓ19	90条の2第1項	から第三号までの	又は第二号に掲げる		
A33	P107 左段 ℓ28	93条2項	同項第四号	第6条第1項第三号		

A 1

## 建築基準法施行令

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A34	P136 左段 ℓ2	2条二号 脚注	R 5	H 5
A35	P138 右段 ℓ39	9条 脚注	11条2項➡873	10条2項 <b>→</b> C3
A36	P139 右段 ℓ9	9条の3	ただし書	第一号
A37	P139 右段 ℓ11	9条の3	第4項ただし書	第5項第一号
A38	P154 右段 ℓ5	36条の2 二号	13m又は軒の高さが9m	16m
A39	P154 右段 ℓ17	36条の2 四号	13m又は軒の高さが9m	16m
A40	P156 左段 ℓ17	43条1項	【柱の小径】	B5
	~右段 ℓ9		~表	
A41	P156 右段 ℓ41~	45 条	【筋かい】	B6
	P157 左段 ℓ9		~この限りでない。	
A42	P157 右段 ℓ1~	46条4項	4 階数が2以上又は~	B7
	P158 左段 ℓ25	表1~表3	~表1、表2、表3	
A43	P158 左段 ℓ40	48条1項、2項	【学校の木造の校舎】	(削除)
	~右段 024		~日本産業規格に適合するもの	
A44	P162 左段 ℓ34	67条1項	(「にあっては」の前に挿入)	その他その規模及び構造に関し
				安全上支障がないものとして国
				土交通大臣が定める基準に適合
				する建築物
A45	P183 右段 ℓ23	110 条二号	109 号	109条
A46	P265 右段 ℓ33	146 条一号	- エレベーター及びエスカレ	B8
			ーター	

## 建築基準法施行規則

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A47	P275 左段 Ø1 ~P279 の表の 4行目まで	建築基準法施行規 則(抄)~ ~規則1条の3第 1項の表2	建築基準法施行規則(抄)~ ~適合性審査に必要な事項	C1
A48	P284 下から 6 行目	表 2 (10)の「使用 建築材料表」部分 下から 6 行目	+=	十三
A49	P284 下から3行目	表 2 (10)の「使用 建築材料表」の 下から 3 行目	+=	+=
A50	P285 0 1	表 2 (10) の「使用 建築材料表」の 上から 1 行目	+=	+=
A51	P305 表の(85) と(86)の間	表 2 (85 の 2)	表2の(85)と(86)の間にC2を挿入	C2
A52	P315 右段 @19	3条の2第1項九 号	+=	十三

A53	P315 右段 Q22 と Q23 の間	3条の2第1項	「十 構造耐力上~」の上に B9 を挿入	B9
A54	P315 右段 ℓ23 ~P316 右段 ℓ 45	3条の2第1項	十(号)~十六(号)	それぞれ十一(号)~十七(号) (十号の追加に伴い、号番号を 送る)
A55	P315 右段 029	3条の2第1項	十二	十三
A56	P317 左段 042	3条の2第3項三 号	+=	+=
A57	P317 右段 ℓ5	3条の2第3項四 号	+=	+=
A58	P322 左段 ℓ1	3条の13第1項	に該当する者	(同項第二号に掲げる確認審査 にあっては、第二号)に該当す る者

## 建築士法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A59	P451 右段 ℓ13	2条第10項	、「軒の高さ」	(削除)
A60	P451 右段	3条第1項	【一級建築士でなければ~	B10
	023~043		~以上の建築物	

## 建築士法施行規則

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A61	P498 左段 ℓ3	21条4項	及び第四号ロ	(削除)
A62	P498 左段 026	21 条 4 項三号	三 建築物のエネルギー~	(削除)
	~041		~第21条の4に規定する書面	
A63	P498 左段 042	21 条 4 項四号	四	11
A64	P498 左段 ℓ43	21 条 4 項四号	67条の5	63 条
A65	P498 右段 ℓ5	21条4項四号イ	67条の5	63 条
A66	P498 右段 ℓ8	21条4項四号口	67条の5	63 条
A67	P498 右段 £10	21条4項四号口	80条の5	79 条
A68	P498 右段 014	21条5項	及び第四号ロ	(削除)

## 建設業法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A69	P511 右段 ℓ7	20条の2	【契約の保証】の上に B11 を挿	B11
	と 08の間		入	
A70	P514 右段 014	26条3項一号イ	(脚注として右を追加)	令 28 条➡B12
A71	P514 右段 Ø31	26条3項二号	(脚注として右を追加)	令 29 条➡521
A72	P514 右段 Ø39	26条4項	令 29 条	令 30 条
A73	P516 左段 Ø36	26条の5第1項二	(脚注として右を追加)	令 33 条➡B13
		号		
A74	P516 右段 012	26条の5第2項	(脚注として右を追加)	令 34 条➡B13

### 建設業法施行令

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A75	P521 左段 Ø31	28 条	【監理技術者の行うべき職務を	B12
	と032の間		補佐する者】の上に B12 を挿入	
A76	P521 左段 Ø33	28条	第 28 条	第 29 条
			ただし書	第二号
A77	P521 右段 ℓ1	29条	特例監理技術者	主任技術者又は監理技術者
A78	P521 右段 ℓ3	29 条	第 29 条	第 30 条
A79	P521 右段 ℓ6	30条	第 30 条	第 31 条
A80	P521 右段 014	33条、34条	「~4,000 万円とする。」の下に	B13
	の下		B13、B14 を挿入	B14

### 消防法

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A81	P539 左段 ℓ13	7条2項	四	111

## 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A82	P845 右段 ℓ44	25 条	四	111
A83	P845 右段 ℓ45	25 条	から三号まで	又は第二号
A84	P846 左段 ℓ1	25 条	四	111

## 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律・同法施行令・同法施行規則 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A85	P869 左段 ℓ1	目次~	目次~	C3
	~P906 ℓ26	~別表第3	~別表第3	

## 都市の低炭素化の促進に関する法律

No.	頁・行数	条文番号	旧	新
A86	P910 左段 021	54条8項	12	11
A87	P910 左段 ℓ26	54条8項	12	11
A88	P910 左段 ℓ29	54条9項	9 低炭素化のための~	(削除)
	~039		~適用しない。	

## 建築基準法

No.	頁・行数	条文番号	新
B1	P16 左段	6条1項	- 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途
	£22~£40	一号~四号	に供する部分の床面積の合計が <mark>200 ㎡を超</mark> えるもの 
			◆別表第 1 →116
			一 前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延
			べ面積が 200 ㎡を超える建築物 ■ 前2号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは <mark>準都</mark>
			市計画区域 (いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会
			の意見を聴いて指定する区域を除く。) 若しくは景観法 (平成16
			年法律第110号) 第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定す
			る区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴
			いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域 <mark>内にお</mark>
			ける建築物
			◆景観法 74 条 1 項➡809
B2	P18 左段	6条の3第1項	ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認
	021~045	ただし書	審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の
			専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の
			区分に応じて国土交通 <b>省令</b> で定める要件を備える者である建築主事
			等がするとき又は前条第1項の規定による指定を受けた者が当該要
			件を備える者である第77条の24第1項の確認検査員若しくは副確
			認検査員にさせるときは、この限りでない。
			◆* <sup>1</sup> 政令【特定增改築構造計算基準】令9条の2→139
			◆省令【構造計算に関する高度の専門知識等を有する者等】 規則3条の13→321
			関連【指定構造計算適合性判定機関による適判の実施】
			第 18 条の 2 →34
			- 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第20条第1項第
			二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定す
			る方法によるものによって確かめられる安全性を有することに
			係る部分であって確認審査が比較的容易にできるものとして <mark>政</mark>
			令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が
			比較的容易にできるものとして <mark>政令</mark> で定めるものに適合するか
			どうかの確認審査
			◆政令【確認審査が容易な特定構造計算基準及び
			特定增改築構造計算基準】 今9条の3→139
			当該建築物の計画 (第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又
			るもののうち、構造設計一級建築工の構造設計に基づくもの人 は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建
			は   国          は
			第五が確認した神道政司に基づくものに限る。 <b>)</b> が存在神道司 算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認
			審査 (前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。)
			田上、「ロインではい、の世間田田に関すっていコンののかい。」

B 5

В3	P35 左段	20 条 1 項二号	=	高さが 60m以下の建築物のうち、 <mark>木造</mark> の建築物 <b>(</b> 地階を除く階)
	013∼023			数が4以上であるもの又は <u>高さが16mを超</u> えるものに限る。 <b>)</b>
				又は木造以外の建築物( <mark>地階を除く階数が4以上</mark> である <mark>鉄骨造</mark>
				の建築物、 <u>高さが 20mを超</u> える <mark>鉄筋コンクリート造</mark> 又は <mark>鉄骨鉄</mark>
				<mark>筋コンクリート造</mark> の建築物 <mark>その他</mark> これらの建築物に準ずるもの
				として <mark>政令で定める建築物</mark> に限る。 <b>)</b> 次に掲げる基準のい
				ずれかに適合するものであること。
				◆政令【階数4以上の鉄骨造建築物等】 <mark>令36条の2</mark> ⇒154
В4	P35 左段 ℓ41~	20 条 1 項三号	Ξ	高さが60m以下の建築物(前号に掲げる建築物を除く。)のう
	右段 ℓ4			ち、 <mark>第6条第1項第一号又は第二号</mark> に掲げる建築物 <mark>(木造</mark> の建
				築物にあっては、 <u>地階を除く階数が3以上</u> であるもの又は <u>延べ</u>
				面積が 300 m を超えるものに限る。) 次に掲げる基準のい
				ずれかに適合するものであること。

## 建築基準法施行令

В5	P156 左段 ℓ17	43条1項	【柱の小径】
	~右段 ℓ9		第43条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及び桁行
			方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足
			固め、胴差、はり、桁その他の構造耐力上主要な部分である
			横架材の相互間の垂直距離に対して、建築物の用途及び規模
			並びに屋根、外壁 その他の建築物の部分の構造に応じて国
			<u>土交通大臣が定める割合以上</u> のものでなければならない。
			(表削除)
В6	P156 右段 ℓ41~	45 条	【筋かい】
	P157 左段 ℓ9		第45条 <mark>引張力</mark> を負担する筋かいは、 <u>厚さ1.5 cm以上で幅9 cm</u>
			<u>以上</u> の木材若しくは径9mm 以上の鉄筋又はこれらと同等以
			上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣
			が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたものを使
			用したものとしなければならない。
			2 <u>圧縮力</u> を負担する筋かいは、 <u>厚さ3cm以上で幅9cm以上</u> の
			木材又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材
			料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の
			認定を受けたものを使用したものとしなければならない。
			3 筋かいは、その <mark>両端の端部</mark> を、 <u>柱</u> 又は <u>はりその他の横架材</u>
			に、ボルト、かすがい、くぎその他の <u>金物で緊結</u> しなければ
			ならない。この場合において、その <mark>いずれか一方の端部</mark> を <u>緊</u>
			<u>結する位置は、当該柱と当該横架材</u> との <u>仕口の部分</u> でなけれ
			ばならない。
			4 筋かいには、欠込みをしてはならない。ただし、筋かいをた
			すき掛けにするためにやむを得ない場合において、必要な補
			強を行ったときは、この限りでない。

В7	P157 右段 01~ P158 左段 025		4	階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超える木造の建築物においては、第1項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない。
В8	P265 右段 033	146 条一号	_	エレベーター <b>(</b> 使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。 <b>)</b> 及びエスカレーター

## 建築基準法施行規則

В9	P315 右段 ℓ23	3条の2第1項	+	特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材の <mark>材料若し</mark>
				くは構造の変更(変更後の建築材料(令第46条第3項の床組
				又は小屋ばり組に用いるもの及び同条第4項の壁又は筋かいに
				用いるものを除く。以下この号において同じ。)が変更前の建
				築材料と異なる変更及び前号に掲げる変更を除き、第十三号の
				表の左欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同
				表の右欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。 <b>)</b> 又は <mark>位置</mark>
				<mark>の変更</mark> (第八号に掲げる変更を除く。)
				関連【 <u>特定木造建築物</u> 】規則1条の3第1項一号イ(2) <b>⇒</b> C1

## 建築士法

B10	P451 右段	3条第1項	【一級建築士でなければできない設計又は工事監理】
	023∼043		第3条 次に掲げる建築物(建築基準法第85条第1項又は第2項
			に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章において同
			じ。 <b>)</b> を <mark>新築</mark> する場合においては、 <mark>一級建築士</mark> でなければ、そ
			の設計又は工事監理をしてはならない。
			◆【仮設建築物に対する制限の緩和】
			建築基準法 85 条 1 項、 2 項➡94
			学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場(オー
			ディトリアムを有しないものを除く。) 又は百貨店の用途に
			供する建築物で、延べ面積が 500 ㎡を超えるもの
			□ 木造の建築物又は建築物の部分で、 <u>高さが 16mを超</u> えるもの
			又は <u>地階を除く階数が4以上</u> であるもの
			<b>三</b> 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れんが造、コンクリー
			トブロック造又は無筋コンクリート造の建築物又は建築物の
			部分で、 <u>延べ面積が 300 ㎡を超</u> えるもの、 <u>高さが 16mを超</u> え
			るもの又は <mark>地階を除く階数が4以上</mark> であるもの
			<b>四</b> 延べ面積が 1,000 ㎡を超え、 <u>かつ</u> 、階数が 2 以上である建築
			物

B 7

## 建設業法

B11	P511 右段 ℓ7	20条の2	【工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等】
	と 08の間		第20条の2 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤
			<u>の沈下</u> その他の <u>工期又は請負代金の額に影響を及ぼすもの</u> とし
			て国土交通 <mark>省令</mark> で定める事象が発生するおそれがあると認める
			ときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めると
			ころにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把
			握のため必要な情報と併せて <u>通知</u> しなければならない。
			◆省令【工期等に影響を及ぼす事象】 <mark>規則 13 条の 14 第 1 項</mark> ⇒B14
			2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供
			<u>給の著しい減少、資材の価格の高騰</u> その他の <u>工期又は請負代金</u>
			<u>の額に影響を及ぼすもの</u> として国土交通 <mark>省令</mark> で定める事象が発
			生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまで
			<u>に</u> 、国土交通省令で定めるところにより、 <u>注文者に対して</u> 、そ
			の旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて <u>通知</u> し
			なければならない。
			◆省令【工期等に影響を及ぼす事象】 <mark>規則 13 条の 14 第 2 項</mark> →B14
			3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締
			<u>結後</u> 、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合に
			は、注文者に対して、第19条第1項第七号又は第八号の定め
			に従った <u>工期の変更</u> 、 <u>工事内容の変更</u> 又は <u>請負代金の額の変更</u>
			についての協議を申し出ることができる。
			4 前項の協議の申出を受けた <u>注文者</u> は、当該申出が根拠を欠く場
			合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該 <u>協議</u> に応ず
			るよう <mark>努めなければならない</mark> 。

## 建設業法施行令

B12	P521 左段 Ø32	28条	【法第26条第3項第一号イの金額】
			第28条 法第26条第3項第一号イの政令で定める金額は、1億円
			とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合にお
			いては、 <mark>2億円</mark> とする。
B13	P521 右段 014	33条、34条	【法第26条の5第1項第二号の金額】
			第33条 法第26条の5第1項第二号の政令で定める金額は、1億
			円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合に
			おいては、 <u>2億円</u> とする。
			【営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねること
			ができる工事現場の数】
			<b>第34条</b> 法第26条の5第2項の政令で定める数は、 <u>1</u> とする。

## 建設業法施行規則

B14	P521 右段 ℓ14	建設業法施行規則	建設業法施行規則
		13条の14	【工期等に影響を及ぼす事象】
			第13条の14 法第20条の2第1項の国土交通省令で定める事象
			は、次に掲げる事象とする。
			- <u>地盤の沈下</u> 、 <u>地下埋設物による土壌の汚染</u> その他の <u>地中の状</u>
			態に起因する事象
			ニ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
			2 法第20条の2第2項の国土交通省令で定める事象は、次に掲
			げる事象であって <u>天災その他不可抗力</u> により生じるものとす
			る。
			<ul><li>主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の</li></ul>
			高騰
			二 特定の建設工事の種類における <u>労務</u> の供給の不足又は価格の
			高騰

B 9

## 建築基準法施行規則(抄)

昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号 最終改正: 令和 6 年 3 月 29 日国土交通省令第 26 号

#### 【建築基準適合判定資格者検定の受検申込書】

- 第1条 建築基準適合判定資格者検定(指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第1号様式による受検申込書に申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5cm、横の長さ3.5cmの写真(以下「受検申込用写真」という。)を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 指定建築基準適合判定資格者検定機関が建築基準適合判定資格者検定事務を行う建築基準適合 判定資格者検定を受けようとする者は、前項の 受検申込書に受検申込用写真を添え、指定建築 基準適合判定資格者検定機関の定めるところに より、これを指定建築基準適合判定資格者検定 機関に提出しなければならない。

#### 【受検者の不正行為に対する報告】

- 第1条の2 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準法 (以下「法」という。) 第5条の2第2項の規定により法第5条第9項に規定する国土交通大臣の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
  - 二 不正行為に係る検定の年月日及び検定地
  - 不正行為の事実
  - 四 処分の内容及び年月日
  - 五 その他参考事項

#### 【構造計算適合判定資格者検定の受検申込書】

第1条の2の2 構造計算適合判定資格者検定 (指定構造計算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定資格者検定事務を行うものを除く。) を受けようとする者は、別記第1号の2様式による受検申込書に受検申込用写真を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 【準用】

第1条の2の3 第1条第2項の規定は指定構造計 算適合判定資格者検定機関が構造計算適合判定 資格者検定事務を行う構造計算適合判定資格者 検定を受けようとする者に、第1条の2の規定 は指定構造計算適合判定資格者検定機関が法第 5条の5第2項において読み替えて準用する法 第5条の2第2項の規定により法第5条の4第 5項において準用する法第5条第9項に規定す る国土交通大臣の職権を行ったときについて準 用する。この場合において、第1条第2項中「前 項」とあるのは、「第1条の2の2」と読み替 えるものとする。

#### 【確認申請書の様式】

- 第1条の3 法第6条第1項(法第87条第1項に おいて準用する場合を含む。第4項において同 じ。) の規定による確認の申請書は、次の各号 に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表 1の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次 の表2の23項のの欄に掲げる道路に接して有効 な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同 表の28項のの欄に掲げる道路高さ制限適合建築 物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図 若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は 同表の(29)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表1の(ろ) 項に掲げる2面以上の立面図又は2面以上の断 面図は、表2の28項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制 限適合建築物の2面以上の立面図、隣地高さ制 限適合建築物の2面以上の立面図若しくは北側 高さ制限適合建築物の2面以上の立面図又は同 表の45項の6洲に掲げる防災都市計画施設に面 する方向の立面図と、それぞれ併せて作成する ことができる。
  - 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの (正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)。
    - ★の表1の各項に掲げる図書 (次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。)
      - (1) 用途変更の場合 次の<u>表1</u>の<u>は頃</u>に掲 げる図書
      - (2) 確認に係る建築物又は建築物の部分が木造の建築物 (法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定 (国土交通大臣が定めるものを除く。) に定めるところによる構造計算によって安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第3条の2第1項第十号において「特定木造建築物」

建築基準法施行規則

- (3) 確認に係る建築物又は建築物の部分が国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分である場合(当該認定に係る認定書の写しを添えた場合に限る。) 次の表1の(は)項に掲げる図書のうち国土交通大臣が指定したもの
- □ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲 げる建築物である場合にあっては、それぞ れ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類
  - (1) 次の表2の各項の(い欄並びに表5の(2)項 及び(3)項の(い)欄に掲げる建築物 ぞれ表2の各項の(ろ)欄に掲げる図書並び に表5の(2)項の(ろ)欄に掲げる計算書及び 同表の(3)項の(3)欄に掲げる図書 (用途変 更の場合においては表2の(1)項の(ろ)欄に 掲げる図書を、国土交通大臣があらかじ め安全であると認定した構造の建築物又 はその部分に係る場合で当該認定に係る 認定書の写しを添えたものにおいては表 2の(1)項の(5)欄に掲げる図書、表5の(1) 項及び(4)項から(6)項までの(5)欄に掲げる 計算書並びに同表の(3)項の(5)欄に掲げる 図書のうち国土交通大臣が指定したもの を、(2)の認定を受けた構造の建築物又は その部分に係る場合においては同表の(2) 項の(ろ)欄に掲げる計算書を除く。)
  - (2) 次の(i)及び(ii)に掲げる建築物 (用途変 更をする建築物を除く。) それぞれ当 該(i)及び(ii)に定める図書 (国土交通大臣 があらかじめ安全であると認定した構造 の建築物又はその部分に係る場合におい ては、当該認定に係る認定書の写し及び 当該構造であることを確かめることがで きるものとして国土交通大臣が指定した 構造計算の計算書)。ただし、(i)及び(ii) に掲げる建築物について法第20条第1 項第二号イ及び第三号イの認定を受けた プログラムによる構造計算によって安全 性を確かめた場合は、当該認定に係る認 定書の写し、当該プログラムによる構造 計算を行うときに電子計算機 (入出力装

置を含む。以下同じ。)に入力した構造設計の条件並びに構造計算の過程及び結果に係る情報を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3条の22第1項及び第2項において同じ。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)並びに(i)及び(ii)に定める図書のうち国土交通大臣が指定したものをもって代えることができる。

- (i) 次の表3の各項の(い)欄左段 ((2)項に あっては(い)欄) に掲げる建築物 当 該各項の(5)欄に掲げる構造計算書
- (ii) 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第81条第2項第一号イ若しくはロ又 は同項第二号イ又は同条第3項に規定 する国土交通大臣が定める基準に従っ た構造計算により安全性を確かめた建 築物 次の表3の各項の(5)欄に掲げ る構造計算書に準ずるものとして国土 交通大臣が定めるもの
- (3) 次の表4の各項の(い欄に掲げる建築物 当該各項に掲げる書類 (建築主事又 は建築副主事 (以下「建築主事等」とい う。) が、当該書類を有していないこと その他の理由により、提出を求める場合 に限る。)
- 二 別記第3号様式による建築計画概要書
- 代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。) 又はその写し
- 四 申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士 又は木造建築士 (第4項第四号、第3条第3 項第四号及び第3条の7第1項第四号におい て「建築士」という。)により構造計算によっ てその安全性を確かめられたものである場合 (建築士法(昭和25年法律第202号)第20条の2の規 定の適用がある場合を除く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び第3条の7第1項第 四号において同じ。)にあっては、同法第20 条第2項に規定する証明書 (構造計算書を除 く。第4項第四号、第3条第3項第四号及び 第3条の7第1項第四号において単に「証明 書」という。)の写し

В

1

<u> </u>	図書の種類	明示すべき事項			
(L1)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物			
	配置図	縮尺及び方位			
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別			
		延焼のおそれのある部分			
		防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものの位置			
		<b>擁壁の設置その他安全上適当な措置</b>			
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ			
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類			
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路			
	各階平面図	縮尺及び方位			
		間取、各室の用途及び床面積			
		壁及び筋かいの位置及び種類			
		通し柱及び開口部の位置			
延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造					
		申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2(令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。)の規定の適用を受けない建築物である場合であって当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項において「増築等」という。)をしようとするときにあっては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第三号に規定する措置			
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
(ろ)	2面以上の立面図	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		開口部の位置			
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造			
	2面以上の断面図	縮尺			
		地盤面			
		各階の床及び天井(天井のない場合は、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ			
	地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ			
		地盤面を算定するための算式			
(は)	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法			
	各階床伏図				
	小屋伏図				
	構造詳細図				

規則 1条の3 第1項 一号イ(2) →P1

		(L V)	(3)			
		(6 )	図書の種類	明示すべき事項		
(1)	法第20条	令第3章第2節の	各階平面図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の		
	の規定が 適用され	規定が適用される   建築物 <b>(</b> 特定木造	2面以上の立面図	部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの   種別、位置及び寸法		
	る建築物	建築物に限る。)	2面以上の断面図	(生), 区巨及0寸亿		
	<b>□</b> 令3章2節 <mark>[構造 部材等]→</mark> 155		仕様表	基礎の構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法		
			構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の 部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの 取付け部分の構造方法		
			使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置		

C 1

ı	I		
		特定天井(令第39条第3項に規定する特定天井をいう。以下同じ。) で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置	
	基礎·地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
		基礎の種類	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
		木ぐい及び常水面の位置	
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対す る構造耐力上の安全性を確保するための措置	
	令第38条第3項若しくは第 4項又は令第39条第2項若	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
	しくは第3項の規定に適合	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法	
	することの確認に必要な図書	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
令第3章第2節の	各階平面図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の	
規定が適用される 建築物 <b>(特定木造</b>	2面以上の立面図	部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの   種別、位置及び寸法	
建築物を除く。)	2面以上の断面図		
◆ 令 3 章 2 節 (構造 部材等) → 155	基礎伏図	基礎の配置、構造方法、 <u>寸法</u> 並びに <u>材料の種別及び寸法</u>	
₽₹(元) → 133	構造詳細図	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の 部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの 取付け部分の構造方法	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのある ものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又は さび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置	
		特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽その他の劣化のおそれの程度又はさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置	
	基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置	
		基礎の種類	
		基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	
		基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法	
		木ぐい及び常水面の位置	
	施工方法等計画書	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対す る構造耐力上の安全性を確保するための措置	
	令第38条第3項若しくは第4項又は令第39条第2項若	令第38条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
	しくは第3項の規定に適合 することの確認に必要な図	令第38条第4項の構造計算の結果及びその算出方法	
	書	令第39条第2項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
		令第39条第3項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
令第3章第3節 規定が適用される	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部 の位置 形件及び寸法	
規定が適用される 建築物( <mark>特定木造</mark>	2 面以上の立面図	の位置、形状及び寸法	
建築物に限る。)	2面以上の断面図		
◆ 令 3 章 3 節 <mark>「木造」</mark> ◆ 155	<u>仕様表</u>	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造 方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法	
	構造詳細図	屋根ふき材の種別	
		柱の有効細長比	

		構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	
		構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法	
		外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	
		構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の 防腐又は防蟻措置	
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	
	令第40条ただし書、令第42 条第1項第二号若しくは第 三号、令第43条第1項若し くは第2項ただし書、令第 46条第3項本文若しくは第 4項又は令第47条第1項の 規定に適合することの確認	令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	
		令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な 事項	
		令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必 要な事項	
	に必要な図書	令第42条第1項第三号に規定する方法による検証内容	
		令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な 事項	
		令第43条第2項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	
		令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事 項	
		令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	
		令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事 項	
令第3章第3節の	各階平面図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部	
規定が適用される	2面以上の立面図	の位置、形状及び寸法	
建築物 <b>(</b> 特定木造 建築物を除く。 <b>)</b>	2面以上の断面図		
★令3章3節 (木造)	基礎伏図	構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法	
→155	各階床伏図	構造方法及び材料の種別並びに <mark>開口部</mark> の位置、形状及び寸法	
	LIEWIN DOES		
	小屋伏図		
	小屋伏図 2面以上の軸組図	屋根ふき材の種別	
	小屋伏図		
	小屋伏図 2面以上の軸組図	柱の有効細長比	
	小屋伏図 2面以上の軸組図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	
	小屋伏図 2面以上の軸組図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u>	
	小屋伏図 2面以上の軸組図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地	
	小屋伏図 2面以上の軸組図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1 m以内の部分の	
	小屋伏図 2面以上の軸組図 構造詳細図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1 m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質	
	小屋伏図 2面以上の軸組図 構造詳細図  横造詳細図  使用構造材料一覧表 令第40条ただし書、令第42 条第1項第二号若しくは第三号、令第43条第1項若しくは第三号だし書、令第	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1 m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	
	小屋伏図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な 事項	
	小屋伏図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な 事項	
	小屋伏図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	小屋伏図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	小屋伏図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1 m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
	小屋伏図	柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である <u>継手又は仕口の構造方法</u> 外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地 構造耐力上主要な部分である部材の地面から1 m以内の部分の 防腐又は防蟻措置 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質 令第40条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第42条第1項第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項 令第43条第1項の規定に適合することを確認するために必要な事項	

#### 第1条の3 ●建築基準法施行規則(抄)

 1	
	令第46条第3項本文に規定する基準への適合性審査に必要な事
	項
	令第46条第3項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
	令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
	令第47条第1項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事
	項

## 建築基準法施行規則(抄) 第1条の3

В

Е

Н

(85) 建築物の エネル ギー消費 性能の向 上等に関する法律 (平成27年 法律第53 号)第10条 第1項の 規定が 適田され	建築物のエネル ギー消費性能の向 上等に関する法律 施行規則(平成28年	設計内容説明書	建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第一号イ又は口に掲げる基準に適合するものであることの説明		
	する法律 <b>(</b> 平成27年	国土交通省令第5 号)第2条第1項第 一号又は第2項の 規定が適用される	配置図	空気調和設備等及び空気調和設備 の確保に資する建築設備(以下ご 性能確保設備」という。)の位置	
			仕様書(仕上げ表を含む。)	部材の種別及び寸法	
				エネルギー消費性能確保設備の種別	
	規定が 適用され		各階平面図	各室の名称及び天井の高さ	
	る建築物			開口部の構造	
	(同法第 11条第 1			エネルギー消費性能確保設備の位	立置
	項又は第		用途別床面積表	用途別の床面積	
	2項		立面図	外壁の位置	
	<b>(</b> これら の規定を			エネルギー消費性能確保設備の位置	
	同法第14		断面図又は矩計図	外壁及び屋根の構造	
	条第2項			小屋裏の構造	
	において 読み替え			各階の天井の構造	
	て適用す			床、床下及び基礎の構造	
	る場合を 含む。 <b>)</b> の		各部詳細図	縮尺	
	建築物エネルギー			外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及 び寸法	
	消費性能 適合性判		機器表	空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕 様、数及び制御方法
る及第4第三 場第三 は物	定を受け る建築物 及び法 第6条の			空気調和設備以外の機械換気設 備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制 御方法
	4 第 1 項 第三号に			照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数 及び制御方法
	築物を除	掲げる建築物を除く。)		給湯設備	給湯器の種別、位置、仕様、数及 び制御方法
					太陽熱を給湯に利用するための 設備の種別、位置、仕様、数及び 制御方法
					節湯器具の種別、位置及び数
				空気調和設備等以外のエネル ギー消費性能の確保に資する建 築設備	空気調和設備等以外のエネル ギー消費性能の確保に資する建 築設備の種別、位置、仕様、数及 び制御方法
		建築物エネル ギー消費性能基 準等を定める省 令(平成28年経済 産業省・国土交通 省令第1号)第1 条第1項第二号 イただし大臣が適 大臣が適用 される建築物	建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条 第1項第二号イただし書の 国土交通大臣が定める基準 に適合することの確認に必 要な図書	建築物エネルギー消費性能基準 二号イただし書の国土交通大臣が	

C 2

10

15

20

25

30

35

45

建築基準法施行規則

## 第1条の3 ・建築基準法施行規則(抄)

5	建築物のエネル ギー消費性能の向 上等に関する法律 施行規則第2条第 1項第二号の規定 が適用される建築 物	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施 行規則第2条第1項第二号 の規定に適合することの確 認に必要な図書	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2条第1項第二号の規定に適合していること
10	建築物のエネル ギー消費性能の向 上等に関する法律 施行規則第2条第 1項第三号の規定 が適用される建築 物	建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施 行規則第2条第1項第三号 の規定に適合することの確 認に必要な図書	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 2条第1項第三号の規定に適合していること

15

20 20

30 36

*35* 

40

45 4.

## 建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律(抄)

【目次】
第 1 章 総則 第1条[目的] · · · · · · · · 871
<b>第2条</b> [定義] · · · · · · · · 871
第2章 基本方針等
<b>第3条</b> [基本方針] · · · · · · · · · · · · · · · · 871
第4条[国の責務] ・・・・・・・・・・・・・872
第5条[地方公共団体の責務] ・・・・・・・・・・872
第6条[ <mark>建築主等及び建築士の努力</mark> ] ·····872
<b>第7条</b> [建築物に係る <mark>指導及び助言</mark> ] ··········· <b>872</b>
第8条[建築物の設計等に係る <mark>指導及び助言</mark> ]872
<b>第9条</b> [建築材料に係る <mark>指導及び助言</mark> ]872
第3章 建築主が講ずべき措置等
第1節 建築主の基準適合義務等
第10条[ <mark>建築主の基準適合義務</mark> ] · · · · · · · · · · · · 872
第11条[建築物エネルギー消費性能 <mark>適合性判定</mark> ] · · · 873
第12条[国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性
判定に関する手続の特例] · · · · · · · · · · 874 第13条[基準適合命令等] · · · · · · · · · 875
第14条[登録建築物エネルギー消費性能判定機関による
建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施]・・・・875
第15条[報告、検査等] ・・・・・・・・・・・・・875
第16条[特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定] 877
第17条[審査のための評価] ・・・・・・・・・・・877
第18条[認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築
物に関する特例] ・・・・・・・・・・・・・・・ 877
第19条[手数料]877
第20条[ <mark>適用除外</mark> ] ·····877
第2節 <mark>分譲型</mark> 一戸建て規格住宅及び分譲型規格共 同住宅等に係る措置
第21条[特定一戸建て住宅 <mark>建築主</mark> 及び特定共同住宅等 <mark>建</mark>
<mark>築主</mark> の努力] ······878
第22条[分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性
能の一層の向上に関する基準]878
第23条[特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命
令等]·····878
第3節 <mark>請負型</mark> 一戸建て規格住宅及び請負型規格共 同住宅等に係る措置
<b>第24条</b> [特定一戸建て住宅 <mark>建設工事業者</mark> 及び特定共同住
宅等 <mark>建設工事業者</mark> の努力] ・・・・・・・・・・・ <b>879</b>
第25条[請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性
能の一層の向上に関する基準]879
第26条[特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告 及び命令等] ・・・・・・・・・・・・・・・・・879
77. 0 M 10 0 3
第4章 <mark>販売事業者等</mark> による建築物の販売 等に係る措置
第27条[販売事業者等の表示] ・・・・・・・・・・・880

第28条[販売事業者等に対する勧告及び命令等] ・・・・880

第5早 建築物エネルキー消費性能 <mark>向上</mark> 計
画の <mark>認定</mark> 等
第29条[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定] 880
第30条[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準
等]881
第31条[建築物エネルギー消費性能向上計画の変更] 882
第32条[認定建築主に対する報告の徴収] ・・・・・・882
第33条[認定建築主に対する改善命令] ・・・・・・・882
第34条[建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取
消し] · · · · · · · · · 882
第35条[認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る
建築物の <mark>容積率の特例</mark> ] · · · · · · · · · · · · · 882
第7章 建築物再生可能エネルギー利用促
<mark>進区域</mark> における措置
第60条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域] ・・883
第61条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建
築物の建築主等への支援]884
第62条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建
築主の努力] ・・・・・・・・・・・884
第63条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建
築物に設置することができる再生可能エネルギー利用
設備に係る説明] · · · · · · · · 884
第64条[建築基準法の特例] ・・・・・・・・・884
建築物のエネルギー消費性能の
向上等に関する法律施行令(抄)
【目次】
<b>第1条</b> [空気調和設備等] · · · · · · · · · · · · · · · · 886
第2条[都道府県知事が所管行政庁となる建築物] ・・・886
第3条[エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物
の建築の規模]887
<b>第4条</b> [適用除外] · · · · · · · · · · · · · · · · · · 887
第5条[特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸
建て規格住宅の戸数等] ・・・・・・・・・・・・888
第6条[特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設す
る請負型一戸建て規格住宅の戸数等]・・・・・・888
第7条[認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建
築物の容積率の特例に係る床面積] ・・・・・・888
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の
施行期日を定める政令・・・・・・888
11 型 H G VE M S M 立 000

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の 一部の施行期日を定める政令・・・・・・888

## 建築物のエネルギー消費性能の

第6条[複合建築物の設計一次エネルギー消費量] ・・・・897

第7条[複合建築物の基準一次エネルギー消費量] ・・・・897

建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律施行規則(抄)	第2章 特定一戸建て住宅建築主等の新築 する分譲型一戸建て規格住宅等のエネル ギー消費性能の一層の向上のために必要
【目次】	な住宅の構造及び設備に関する基準 第8条[特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸
か 4 <del>立</del>	建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上の
第1章 建築士の努力義務	ために必要な住宅の構造及び設備に関する基準 1・898
<b>第1条</b> [建築士の努力義務] · · · · · · · · · · · · · · · · · 000	第9条[特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費
第2章 建築主の基準適合義務等	量等]
第2条[建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこと	王(1)
が比較的容易な特定建築行為]000	<b>笠 0 尭 0 0   牡ウ   三冷 7 (4 ウ 冲 乳 7 声 型</b>
第5条[建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更]	第2章の2 特定一戸建て住宅建設工事業
889	者等の新たに建設する <mark>請負型</mark> 一戸建て規 格住宅等のエネルギー消費性能の一層の
第3章 建築物エネルギー消費性能向上計	格性も寺のエネルヤー消費性能の一層の 向上のために必要な住宅の構造及び設備
画の認定等	同生のために必要な任宅の構造及び設備 に関する基準
第25条[建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変	第9条の2[特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建
更] · · · · · · · · 891	設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性
第26条[建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認	能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に
定の申請] ・・・・・・・・・・・・・・・891	関する基準] ・・・・・・・・・・899
第5章 建築物再生可能エネルギー利用促 進区域における措置	<b>第9条の3</b> [特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次エネルギー消費量等]900
第76条[再生可能エネルギー利用設備] ・・・・・・・891	
第77条[建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建 築物に設置することができる再生可能エネルギー利用	第3章 建築物エネルギー消費性能 <mark>誘導基</mark> <mark>準</mark>
設備に係る説明] ・・・・・・・・・・・・・・・・・892	第10条[建築物エネルギー消費性能誘導基準] ・・・・・901
第78条[書面の記載事項] ・・・・・・・・・・・・892	第11条[非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費
<b>第79条</b> [説明を要しない旨の意思の表明] ·····892	量] · · · · · · · 902
第80条[書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供	第12条[非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費
の承諾等] ・・・・・・・・・892	量] · · · · · · · 903
<b>第81条</b> [電磁的方法]	第13条[住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量] 903
	第14条[住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量]
建築物エネルギー消費性能基準等	903
を定める省令(抄)	第15条[複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量]
で <b>た</b> の。 の目 は (12 /	904
【目次】	第16条[複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量]
Inod	904
第1章 建築物エネルギー消費性能 <mark>基準</mark>	附則
<b>第1条</b> [建築物エネルギー消費性能基準] · · · · · · · · 894	<b>第2条</b> [経過措置] · · · · · · · · · · · · · · · · · · 904
第2条[非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量] 895	第3条 · · · · · · 904
第3条[非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量] 896 第4条[住宅部分の設計一次エネルギー消費量] ・・・・・896	別表第 1 (第 3 条関係) · · · · · · 905
第5条[住宅部分の基準一次エネルギー消費量] ・・・・・897	別表第2(第10条関係)906

別表第3(第12条関係) …………… 906

## 建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律(抄)

平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号 最終改正: 令和 6 年 6 月 19 日法律第 53 号

## 第1章 総則

#### 【目的】

第1条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建 築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加 していることに鑑み、建築物のエネルギー消費 性能の向上及び建築物への再生可能エネルギー 利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネル ギー消費性能の向上等 | という。) に関する基 本的な方針の策定について定めるとともに、建 築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合 性を確保するための措置、建築物エネルギー消 費性能向上計画の認定その他の措置を講ずるこ とにより、エネルギーの使用の合理化及び非化 石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年 法律第49号)と相まって、建築物のエネルギー消 費性能の向上等を図り、もって国民経済の健全 な発展と国民生活の安定向上に寄与することを 目的とする。

#### 【定義】

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第一号に規定する建築物をいう。
  - 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー (エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備 (第6条第2項及び第29条第3項において「空気調和設備等」という。) において消費されるものに限る。) の量を基礎として評価される性能をいう。

▲政令【空気調和設備等】 令1条→24

**三 建築物エネルギー消費性能基準** 建築物の 備えるべきエネルギー消費性能の確保のため に必要な建築物の構造及び設備に関する経済 産業省令・国土交通<mark>省令</mark>で定める基準をいう。

○省令【建築物エネルギー消費性能基準】省令1条→29

- 四 建築主等 建築主 (建築物に関する工事の 請負契約の注文者又は請負契約によらないで 自らその工事をする者をいう。以下同じ。) 又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者 をいう。
- 五 所管行政庁 建築基準法の規定により建築 主事又は建築副主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、 建築基準法第97条の2第1項若しくは第2項又は第97条の3第1項若しくは第2項の 規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物について は、都道府県知事とする。

込政令【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】

令2条⇒24

2 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができる。

## 第2章 基本方針等

#### 【基本方針】

- 第3条 国土交通大臣は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する基本的な方針 (以下この条、第30条第1項第二号及び第60条第1項において「基本方針」という。) を定めなければならない。
- **2** 基本方針においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上等の意義 及び目標に関する事項
  - **二** 建築物のエネルギー消費性能の向上等のため の施策に関する基本的な事項
  - 建築物のエネルギー消費性能の向上等のため に建築主等が講ずべき措置に関する基本的な 事項
  - 四 第60条第1項に規定する促進計画に関する 基本的な事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する重要事項

- 3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非 化石エネルギーへの転換等に関する法律第3条 第1項に規定する基本方針との調和が保たれた ものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとすると きは、経済産業大臣に協議しなければならない。
- **5** 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用 する。

#### 【国の責務】

- 第4条 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する施策を総合的に策定し、及び実施す る責務を有する。
- 2 国は、地方公共団体が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。
- 3 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等を 促進するために必要な財政上、金融上及び税制 上の措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 4 国は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成 その他の建築物のエネルギー消費性能の向上等 を図るために必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。
  - 5 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

#### 【地方公共団体の責務】

第5条 地方公共団体は、建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関し、国の施策に準じて施策を 講ずるとともに、その地方公共団体の区域の実 情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を 有する。

#### 【建築主等及び建築士の努力】

# 第6条 <mark>建築主</mark>は、その<mark>建築(建築物の新築、増築</mark> 又は<u>改築</u>をいう。以下同じ。)をしようとする 建築物について、エネルギー消費性能の一層の 向上(建築物エネルギー消費性能基準(第2条 第2項の条例で付加した事項を含む。次章第1 節において同じ。)に適合する建築物において 確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。**)**を図るよう努めなければならない。

- 2 **建築主**は、その**修繕等** (建築物の修繕若しくは <u>模様替</u>、建築物への空気調和設備等の設置又は 建築物に設けた空気調和設備等の改修をいう。 次項、第29条第1項及び第62条において同じ。) をしようとする建築物について、建築物の所有 者、管理者又は占有者は、その所有し、管理し、 又は占有する建築物について、エネルギー消費 性能の向上を図るよう努めなければならない。
- 3 **建築士**は、建築物の建築又は修繕等に係る設計を行うときは、国土交通<mark>省令</mark>で定めるところにより、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならない。

【型省令【建築士の努力義務】規則1条→26

#### 【建築物に係る指導及び助言】

第7条 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 【建築物の設計等に係る指導及び助言】

第8条 国土交通大臣は、建築物エネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の設計又は施工を行う事業者に対し、建築物のエネルギー消費性能の向上及び建築物のエネルギー消費性能の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 【建築材料に係る指導及び助言】

第9条 経済産業大臣は、建築物エネルギー消費性能の向上のため特に必要があると認めるときは、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床(これらに設ける窓その他の開口部を含む。)を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料の製造、加工又は輸入を行う事業者に対し、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示について必要な指導及び助言をすることができる。

## 第3章 建築主が講ずべき措置等

#### 第1節 建築主の基準適合義務等

#### 【建築主の基準適合義務】

第10条 建築主は、建築物の建築 (エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして<mark>政令で定める規模以下</mark>のものを除く。)をしようとするときは、当該建築物 (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

▲政令【エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない

建築物の建築の規模】令3条→24

2 前項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定とみなす。ただし、同法 第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築 をする場合における同法第6条第1項、第4項 若しくは第7項若しくは第6条の2第1項、第 4項若しくは第6項の規定又は同法第18条第 3項、第4項、第15項、第16項若しくは第 19項の規定の適用及び同法第7条の5に規定 する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場 合における同法第7条第4項若しくは第5項、 第7条の2第1項、第5項若しくは第7項、第 7条の3第4項、第5項若しくは第7項若しく は第7条の4第1項、第3項若しくは第7項 の規定又は同法第18条第21項から第23項ま で、第26項、第29項、第30項、第32項、第 34項若しくは第37項の規定の適用については、 この限りでない。

#### 【建築物エネルギー消費性能適合性判定】

第11条 建築主は、前条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築(建築基準法第6条の4第1項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第1項及び第2項において「特定建築行為」という。)であって、同法第6条第1項の規定による確認を要するもの(以下この条において「要確認特定建築行為」という。)をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画(特定建築行為に係る建築物(増築

又は改築をする場合にあっては、当該増築又は 改築をする建築物の部分)のエネルギー消費性 能の確保のための構造及び設備に関する計画を いう。以下この条及び次条において同じ。)を 提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能 適合性判定(建築物エネルギー消費性能産保 計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。)を受け なければならない。 ただし、要確認特定建築行 為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を 行うことが比較的容易なものとして国土交通 令で定める特定建築行為である場合は、この限 りでない。

関連【登録建築物エネルギー消費性能判定機関】法14条→15

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 (国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして要確認特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

規則5条⇒26

- 3 所管行政庁は、前2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。
- 4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。
- 5 所管行政庁は、第3項の場合において、建築物 エネルギー消費性能確保計画の記載によっては 当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築 物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか

を決定することができない正当な理由があると きは、その旨及びその理由を記載した通知書を 同項の期間 (前項の規定によりその期間を延長 した場合にあっては、当該延長後の期間) 内に 当該提出者に交付しなければならない。

- 6 建築主は、第3項の規定により交付を受けた通 知書が適合判定通知書(当該建築物エネルギー 消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能 基準に適合するものであると判定された旨が記 載された通知書をいう。以下同じ。)である場 合においては、当該要確認特定建築行為に係る 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項 の規定による確認をする建築主事若しくは建築 副主事又は指定確認検査機関 (同法第77条の 21 第1項に規定する指定確認検査機関をいう。 以下同じ。) に、当該適合判定通知書又はその 写しを提出しなければならない。ただし、当該 要確認特定建築行為に係る建築物の計画(同法 第6条第1項又は第6条の2第1項の規定によ る確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項 及び第8項において同じ。)について同法第6 条第7項又は第6条の2第4項の通知書の交付 を受けた場合は、この限りでない。
- 7 前項の場合において、要確認特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事の確認に係るものであるときは、前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、同条第4項の期間 (同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間) の末日の3日前までにしなければならない。
- 8 建築主事又は建築副主事は、建築基準法第6条 第1項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第6条 の2第1項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が要確認特定建築行為(第1項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。)に係るものであるときは、建築主から第6項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認をすることができる。

関連【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等】

法30条8項⇒20

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第3項から第5項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

## 【国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例】

- 第12条 国、都道府県又は建築主事又は建築副主事を置く市町村 (以下この条及び次条第2項において「国等」という。)の機関の長が行う特定建築行為については、前条の規定は、適用しない。この場合においては、次項から第9項までの規定に定めるところによる。
- 2 国等の機関の長は、特定建築行為であって、建築基準法第18条第2項の規定による通知を要するもの (以下この条において「要通知特定建築行為」という。) をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。ただし、要通知特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

- 3 国等の機関の長は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更 (国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして要通知特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければならない。この場合には、同項ただし書の規定を準用する。
- 4 所管行政庁は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から 14日以内に、当該通知に係る建築物エネルギー 消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を 当該通知をした国等の機関の長に交付しなけれ ばならない。
- 5 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、28日の範囲内において、同項

の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国等の機関の長に交付しなければならない。

- 6 所管行政庁は、第4項の場合において、第2項 又は第3項の規定による通知の記載によっては 当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築 物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか を決定することができない正当な理由があると きは、その旨及びその理由を記載した通知書を 第4項の期間 (前項の規定によりその期間を延 長した場合にあっては、当該延長後の期間) 内 に当該通知をした国等の機関の長に交付しなけ ればならない。
- 7 国等の機関の長は、第4項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書である場合においては、当該要通知特定建築行為に係る建築基準法第18条第3項又は第4項の規定による審査をする建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該要通知特定建築行為に係る建築物の計画(同条第2項又は第4項の規定による通知に係る建築物の計画をいう。第9項において同じ。) について同条第15項又は第16項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。
- 8 前項の場合において、同項の規定による適合判定通知書又はその写しの建築主事又は建築副主事への提出は、建築基準法第18条第3項の期間(同条第14項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間)の末日の3日前までにしなければならない。
- 9 建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第18条第3項又は第4項の場合において、建築物の計画が要通知特定建築行為(第2項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。)に係るものであるときは、当該通知をした国等の機関の長から第7項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同条第3項又は第4項の確認済証を交付することができる。

#### 【基準適合命令等】

- 第13条 所管行政庁は、第10条第1項の規定に 違反している事実があると認めるときは、建築 主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是 正するために必要な措置をとるべきことを命ず ることができる。
- 2 国等の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、当該建築物が第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該建築物に係る国等の機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

## 【登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施】

- 第14条 所管行政庁は、第36条から第39条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)に、第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第11条第1項から第5項まで及び第12条第2項から第6項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは「第14条第1項の登録を受けた者」と、第11条第2項及び第12条第3項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とする。

#### 【報告、検査等】

- 第15条 所管行政庁は、第13条又は前条の規定 の施行に必要な限度において、建築主等に対し、 第10条第1項の規定により建築物エネルギー 消費性能基準に適合させなければならない建築 物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に 関する事項に関し報告させ、又はその職員に、 当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、 当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他 の物件を検査させることができる。ただし、住 居に立ち入る場合においては、あらかじめ、そ の居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しな ければならない。

建築物省エネ法 第3章

**3** 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解釈してはならない。

#### 【特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定】

- 第16条 建築主は、第10条第1項の規定により 建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合 において、当該建築物が特殊の構造又は設備を 用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適 合させることが困難なものであるときは、国土 交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネル ギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上 のエネルギー消費性能を有するものである旨の 認定を申請することができる。
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、国 土交通省令で定めるところにより、国土交通省 令で定める事項を記載した申請書を提出して、 これを行わなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた建築物の建築が行われる場所を管轄する所管行政庁に通知するものとする。

#### 【審査のための評価】

- 第17条 国土交通大臣は、前条第3項の認定のための審査に当たっては、審査に係る特殊の構造 又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価(以下「評価」という。)であって、第53条から第55条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」という。)が行うものに基づきこれを行うものとする。
- 2 前条第1項の規定による申請をしようとする者は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が作成した当該申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書を同条第2項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該評価書に基づき同条第3項の認定のための審査を行うものとする。

### 【認定を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物 に関する特例】

- 第18条 第16条第3項の認定を受けた建築物は、 建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの とみなす。
- 2 第16条第1項の特殊の構造又は設備を用いて 建築物の建築をしようとする者が当該建築物に ついて同条第3項の認定を受けたときは、当該 建築物の建築のうち第11条第1項の建築物エ ネルギー消費性能適合性判定を受けなければな らないものについては、同条第3項の規定によ り適合判定通知書の交付を受けたものとみなし て、同条第6項から第8項までの規定を適用す る。

#### 【手数料】

第19条 第16条第1項の規定による申請をしよ うとする者は、国土交通省令で定めるところに より、実費を勘案して国土交通省令で定める額 の手数料を国に納めなければならない。

#### 【適用除外】

第20条 <u>この節の規定は、次の各号のいずれかに</u> 該当する建築物については、適用しない。

ひこの節 法10条~20条→13

- 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして<mark>政令で定める用途に供する建築物</mark>
  □ 取令[適用除外] 令4条1項→24
- 法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定

■ 仮設の建築物であって<mark>政令</mark>で定めるもの

める建築物

▲政令【適用除外】令4条3項→25

## 第2節 分譲型一戸建て規格住宅及び 分譲型規格共同住宅等に係る措置

### 【特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築 主の努力】

第21条 特定一戸建て住宅建築主(自らが定めた 一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に 基づき一戸建ての住宅を新築し、これを分譲す ることを業として行う建築主であって、その1 年間に新築する当該規格に基づく一戸建ての住宅 (以下この項及び次条第1項において「分譲型一戸建て規格住宅」という。)の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型一戸建て規格住宅を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

▲政令【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て

規格住宅の戸数等】<mark>令5条1項→25</mark>

2 特定共同住宅等建築主(自らが定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第24条第2項において同じ。)の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その1年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第1項において「分譲型規格共同住宅等」という。)の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。)」は、第6条第1項及び第2項に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を次条第1項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

□政令【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て 規格住宅の戸数等】 令5条2項→25

## 【分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準】

第22条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通<mark>省令</mark>で、分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。)ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。)の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上(建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。)のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

△省令【分譲型一戸建て規格住宅等の構造及び

設備に関する基準】<mark>省令8条</mark>→33

2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建築 主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等のう ちエネルギー消費性能が最も優れているものの 当該エネルギー消費性能、分譲型一戸建て規格 住宅等に関する技術開発の将来の見通しその他 の事情を勘案して、建築物エネルギー消費性能 基準に必要な事項を付加して定めるものとし、 これらの事情の変動に応じて必要な改定をする ものとする。

### 【特定一戸建て住宅建築主等に対する勧告及び命令 等】

- 第23条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等につき、前条第1項に規定する基準に照らして工ネルギー消費性能の一層の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、その目標を示して、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸 建て住宅建築主等がその勧告に従わなかったと きは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建築主等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第1項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建築主等が行うべきその新築する分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建築主等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建築主等に対し、その新築する分譲型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建築主等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅等、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規 定による立入検査について準用する。

## 第3節 請負型一戸建て規格住宅及び 請負型規格共同住宅等に係る措置

## 【特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅 等建設工事業者の努力】

第24条 特定一戸建て住宅建設工事業者 (自らが定めた一戸建ての住宅の構造及び設備に関する規格に基づき一戸建ての住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その1年間に新たに建設する当該規格に基づく一戸建ての住宅(以下この項及び次条第1項において「請負型一戸建て規格住宅」という。) の戸数が政令で定める数以上であるものをいう。 同項において同じ。) は、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

▲政令【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する 請負型一戸建て規格住宅の戸数等】令6条1項→25

2 特定共同住宅等建設工事業者 (自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、その1年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等 (以下この項及び次条第1項において「請負型規格共同住宅等」という。) の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。 同項において同じ。) は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

▲政令【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する 請負型一戸建て規格住宅の戸数等】

#### 【請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能 の一層の向上に関する基準】

第25条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、経済産業省令・国土交通省令で、請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。)ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。)の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準を定めなければならない。

▲省令【請負型一戸建て規格住宅等の構造及び

設備に関する基準】<a>34</a>

2 前項に規定する基準は、特定一戸建て住宅建設 工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規 格住宅等のうちエネルギー消費性能が最も優れ ているものの当該エネルギー消費性能、請負型 一戸建て規格住宅等に関する技術開発の将来の 見通しその他の事情を勘案して、建築物エネル ギー消費性能基準に必要な事項を付加して定め るものとし、これらの事情の変動に応じて必要 な改定をするものとする。

### 【特定一戸建て住宅建設工事業者等に対する勧告及 び命令等】

- 第26条 国土交通大臣は、特定一戸建て住宅建設 工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規 格住宅等につき、前条第1項に規定する基準に 照らしてエネルギー消費性能の一層の向上を相 当程度行う必要があると認めるときは、当該特 定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その目 標を示して、その新たに建設する請負型一戸建 て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向 上を図るべき旨の勧告をすることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定一戸 建て住宅建設工事業者等がその勧告に従わな かったときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた特定一戸建て住宅建設工事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、前条第1項に規定する基準に照らして特定一戸建て住宅建設工事業者等が行うべきその新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な限度において、特定一戸建て住宅建設工事業者等に対し、その新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定一戸建て住宅建設工事業者等の事務所その他の事業場若しくは特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等若しくはその工事現場に立ち入り、特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等、帳

簿、書類その他の物件を<u>検査</u>させることができる。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規 定による立入検査について準用する。

## 第4章 販売事業者等による 建築物の販売等に係る措置

#### 【販売事業者等の表示】

- 第27条 建築物の販売又は賃貸 (以下この項並びに次条第1項及び第4項において「販売等」という。)を行う事業者 (次項及び同条において「販売事業者等」という。)は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。
  - 2 国土交通大臣は、前項の規定による建築物の エネルギー消費性能の表示について、次に掲 げる事項を定め、これを告示するものとする。
    - 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項
    - **ニ** 表示の方法その他建築物のエネルギー消費 性能の表示に際して販売事業者等が遵守す べき事項

#### 【販売事業者等に対する勧告及び命令等】

- 第28条 国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第2項の規定により告示されたところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従ってエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。
- 2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業 者等がその勧告に従わなかったときは、その旨 を公表することができる。
- 3 国土交通大臣は、第1項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを<u>命ずる</u>ことができる。
- 4 国土交通大臣は、前3項の規定の施行に必要な 限度において、販売事業者等に対し、その販売

等を行う建築物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売等を行う建築物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規 定による立入検査について準用する。

## 第5章 建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定等

#### 【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定】

第29条 建築主等は、エネルギー消費性能の一層 の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等 (以下「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

**関連**【修繕等】法6条2項⇒12

- 2 <u>建築物エネルギー消費性能向上計画</u>には、次に 掲げる事項を記載しなければならない。
  - 建築物の位置
  - 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並び に敷地面積
  - 三 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
  - 四 その他国土交通省令で定める事項
- 3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物 (以下「申請建築物」という。) 以外の建築物 (以下「他の建築物」という。) のエネルギー消費性能の一層の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等 (熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。) をいう。) を設置しようと

するとき (当該他の建築物に熱源機器等 (エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。)は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- 他の建築物の位置
- こ 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途 並びに敷地面積
- 三 その他国土交通省令で定める事項
- 4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第1 項の規定による認定の申請をすることができない。
  - 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。
  - 二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき (当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。)。

#### 【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等】

- 第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による 認定の申請があった場合において、当該申請に 係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に 掲げる基準に適合すると認めるときは、その認 定をすることができる。
  - 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準 (建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第35条第1項において同じ。) に適合するものであること。

▲省令【建築物エネルギー消費性能誘導基準】

省令10条⇒36

- 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が<u>基本方針</u>に照らして適切なものであること。
- 前条第2項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等

を確実に遂行するため適切なものであること。

- 型 建築物エネルギー消費性能向上計画に<u>前条第</u> <u>3項</u>各号に掲げる事項が記載されている場合 にあっては、当該建築物エネルギー消費性能 向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費 性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に 適合するものであること。
- 2 前条第1項の規定による認定の申請をする者 は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 (他の建築物に係る部分を除く。以下この条に おいて同じ。)を建築主事又は建築副主事に通 知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画 が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準 関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよ う申し出ることができる。この場合においては、 当該申請に併せて、同項の規定による確認の申 請書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、 速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事又は建築副主事に通 知しなければならない。
- 4 建築基準法第18条第3項及び第15項の規定は、 建築主事又は建築副主事が前項の規定による通 知を受けた場合について準用する。
- 5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第1項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第6条第1項の確認済証の交付があったものとみなす。
- 6 所管行政庁は、第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第1項の認定をしてはならない。
- 7 建築基準法第12条第8項及び第9項並びに第 93条から第93条の3までの規定は、第4項に おいて準用する同法第18条第3項及び第15項 の規定による確認済証及び通知書の交付につい て準用する。
- 8 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第1項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能

の一層の向上のための建築物の新築等のうち、 第11条第1項の建築物エネルギー消費性能 合性判定を受けなければならないものについて は、第2項の規定による申出があった場合及び 第2条第2項の条例が定められている場合を除 き、第11条第3項の規定により適合判定通知 書の交付を受けたものとみなして、同条第6項 から第8項までの規定を適用する。

#### 【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更】

第31条 前条第1項の認定を受けた者 (次条から 第34条までにおいて「認定建築主」という。)は、 当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向 上計画の変更 (国土交通\*1省令で定める軽微 な変更を除く。) をしようとするときは、国土 交通\*2省令で定めるところにより、所管行政 庁の認定を受けなければならない。

> ★1省令【建築物エネルギー消費性能向上計画の 軽微な変更】規則25条→27

> ★2省令【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請】規則26条→27

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

#### 【認定建築主に対する報告の徴収】

第32条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第30 条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費 性能向上計画 (変更があったときは、その変更 後のもの。次条及び第35条において「認定建 築物エネルギー消費性能向上計画」という。) に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のた めの建築物の新築等の状況に関し報告を求める ことができる。

#### 【認定建築主に対する改善命令】

第33条 所管行政庁は、認定建築主が認定建築物 エネルギー消費性能向上計画に従ってエネル ギー消費性能の一層の向上のための建築物の新 築等を行っていないと認めるときは、当該認定 建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善 に必要な措置をとるべきことを命ずることがで きる。

### 【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消 し】

第34条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定 による命令に違反したときは、第30条第1項 の認定を取り消すことができる。

## 【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例】

**第35条** 建築基準法第52条第1項、第2項、第 7項、第12項及び第14項、第57条の2第3 項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項 及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、 第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第 1項、第68条の4、第68条の5 (第二号イを 除く。)、第68条の5の2 (第二号イを除く。)、 第68条の5の3第1項(第一号口を除く。)、 第68条の5の4 (第一号口を除く。)、第68条 の5の5第1項第一号口、第68条の8、第68 条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第 86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3 項並びに第86条の6第1項に規定する建築物 の容積率(同法第59条第1項、第60条の2第 1項及び第68条の9第1項に規定するものに ついては、これらの規定に規定する建築物の容 積率の最高限度に係る場合に限る。) の算定の 基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項 及び第6項に定めるもののほか、認定建築物工 ネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面 積のうち、建築物エネルギー消費性能誘導基準 に適合させるための措置をとることにより通常 の建築物の床面積を超えることとなる場合にお ける<mark>政令</mark>で定める床面積は、算入しないものと する。

関連【認定建築物エネルギー消費性能向上計画】法32条

**⇒**21

2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に第 29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における前項の規定の適用については、 同項中「建築物の床面積のうち、」とあるのは、 「申請建築物の床面積のうち、当該認定建築物 エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物 及び他の建築物を」とする。

## 第7章 建築物再生可能エネル ギー利用促進区域における措置

#### 【建築物再生可能エネルギー利用促進区域】

第60条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町

村の区域内の一定の区域であって、建築物への 再生可能エネルギー利用設備(再生可能エネル ギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平 成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可 能エネルギー発電設備その他の再生可能エネル ギー源 (太陽光、風力その他非化石エネルギー 源のうち、エネルギー源として永続的に利用す ることができると認められるものをいう。)の 利用に資する設備として国土交通省令で定め るものをいう。以下同じ。)の設置の促進を図 ることが必要であると認められるもの (以下 「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」と いう。) について、建築物への再生可能エネル ギー利用設備の設置の促進に関する計画 (以下 この条、次条及び第64条において「促進計画」 という。) を作成することができる。

**▲省令【**再生可能エネルギー利用設備】<mark>規則76条→27</mark>

- **2** <u>促進計画</u>には、次に掲げる事項について定める ものとする。
  - 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位 置及び区域
  - 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項
  - 三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第52条第14項、第53条第5項、第55条第3項又は第58条第2項の規定 (第5項及び第64条において「特例対象規定」という。) の適用を受けるための要件に関する事項
- 3 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置 に関する啓発及び知識の普及に関する事項その 他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内に おける建築物への再生可能エネルギー利用設備 の設置の促進に関し必要な事項を定めるよう努 めるものとする。
- 4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらか じめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進 区域内の住民の意見を反映させるために必要な 措置を講ずるものとする。
- 5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらか じめ、これに定めようとする第2項第三号に掲 げる事項について、当該建築物再生可能エネル

ギー利用促進区域内の建築物について特例対象 規定による許可の権限を有する特定行政庁 (建 築基準法第2条第三十五号に規定する特定行政 庁をいう。)と協議をしなければならない。

- 6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 7 前3項の規定は、促進計画の変更について準用 する。

### 【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築 物の建築主等への支援】

第61条 促進計画を作成した市町村 (第63条第 1項において「計画作成市町村」という。) は、 建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置 を促進するため、建築物再生可能エネルギー利 用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報 の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努 めるものとする。

### 【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築 主の努力】

第62条 建築物再生可能エネルギー利用促進区域 内においては、建築主は、その建築又は修繕等 をしようとする建築物について、再生可能エネ ルギー利用設備を設置するよう努めなければな らない。

# 【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明】

第63条 建築士は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

▲省令【書面の記載事項】規則78条→27

- 2 前項の規定は、同項に規定する設計の委託をした建築主から同項の規定による説明を要しない 旨の意思の表明があった場合については、適用 しない。
- 3 建築士は、第1項の規定による書面の交付に代えて、国土交通\*1省令で定めるところにより、 当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 (電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方 <u>法</u>であって国土交通\*2省令で定めるものをい う。)により提供することができる。この場合 において、当該建築士は、当該書面を交付した ものとみなす。

> 【□\*1省令【書面に記載すべき事項の電磁的方法による 提供の承諾等】規則80条⇒28

> > ★\*2省令【電磁的方法】規則81条→28

#### 【建築基準法の特例】

第64条 促進計画が第60条第6項(同条第7項に おいて準用する場合を含む。) の規定により公 表されたときは、当該公表の日以後は、建築物 再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に 対する特例対象規定の適用については、建築基 準法第52条第14項第三号中「定めるもの」と あるのは「定めるもの又は同法第60条第6項 (同条第7項において準用する場合を含む。)の 規定により公表された同条第1項に規定する促 進計画に定められた同条第2項第三号に掲げる 事項 (次条第5項第四号、第55条第3項及び 第58条第2項において「特例適用要件」とい う。) に適合する建築物」と、同法第53条第5 項第四号、第55条第3項及び第58条第2項中 「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は特 例適用要件に適合する建築物」とする。

建築物省エネ法 第7章

23

- X M - 1 M M

C 3

## 建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律施行令(抄)

平成 28 年 1 月 15 日政令第 8 号 最終改正: 令和 6 年 4 月 19 日政令第 172 号

#### 【空気調和設備等】

- 第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「法」という。) 第2条第1項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。
  - 空気調和設備その他の機械換気設備
  - 二 照明設備
  - 三 給湯設備
  - 四 昇降機

#### 【都道府県知事が所管行政庁となる建築物】

- 第2条 法第2条第1項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第97条の2第1項又は第2項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第148条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第2条第1項第五号ただし書の政令で定める 建築物のうち建築基準法第97条の3第1項又 は第2項の規定により建築主事又は建築副主事 を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建 築物 (第二号に掲げる建築物にあっては、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1 項の規定により同号に規定する処分に関する事 務を特別区が処理することとされた場合におけ る当該建築物を除く。)とする。
  - 延べ面積 (建築基準法施行令第2条第1項第四号の延べ面積をいう。第7条第1項において同じ。) が1万㎡を超える建築物
  - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条 (同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命

令若しくは条例の規定により都知事の許可を 必要とする建築物

## 【エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模】

第3条 法第10条第1項の政令で定める規模は、 建築物の建築に係る部分の床面積(内部に間仕 切壁又は戸(ふすま、障子その他これらに類す るものを除く。)を有しない階又はその一部で あって常時外気に開放された開口部を有するも ののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当 該階又はその一部の床面積の 10m であること とする。

#### 【適用除外】

- **第4条** 法第20条**第一号**の政令で定める用途は、 次に掲げるものとする。
  - 自動車車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、 公共用歩廊その他これらに類する用途
  - 二 観覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途 (壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る。)
- **2** 法第 20 条<mark>第二号</mark>の政令で定める建築物は、次 に掲げるものとする。
  - 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により 国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特 別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念 物として指定され、又は仮指定された建築物
  - 二 文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物
  - 三 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年 法律第43号)の規定により重要美術品等として 認定された建築物
  - 四 文化財保護法第 182 条第 2 項の条例その他の 条例の定めるところにより現状変更の規制及 び保存のための措置が講じられている建築物 であって、建築物エネルギー消費性能基準に 適合させることが困難なものとして所管行政 庁が認めたもの
  - 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物であって、建築物エネルギー消費性能基準に適合さ

せることが困難なものとして所管行政庁が認 めたもの

- 六 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規 定により景観重要建造物として指定された建 築物
- 3 法第20条第三号の政令で定める仮設の建築物 は、次に掲げるものとする。
  - 建築基準法第85条第1項又は第2項に規定 する応急仮設建築物であって、その建築物の 工事を完了した後3月以内であるもの又は同 条第3項の許可を受けたもの
  - 二 建築基準法第85条第2項に規定する事務所、 下小屋、材料置場その他これらに類する仮設 建築物
  - **三** 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定 による許可を受けた建築物

### 【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸 建て規格住宅の戸数等】

- **第5条** 法第21条第1項の政令で定める数は、<u>150</u> 戸とする。
- **2** 法第21条第2項の政令で定める数は、<u>1,000</u>戸 とする。

## 【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅の戸数等】

- **第6条** 法第24条第1項の政令で定める数は、300 戸とする。
  - 2 法第24条第2項の政令で定める数は、<u>1.000</u>戸 レオス

## 【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例に係る床面積】

- 第7条 法第35条第1項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの (当該床面積が当該建築物の延べ面積の10を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の10を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の10とする。
- 2 法第35条第2項の規定により同条第1項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

Е

G

H

5

0

K

# 建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律施行規則(抄)

平成 28 年 1 月 29 日国土交通省令第 5 号 最終改正: 令和 6 年 10 月 25 日国土交通省令第 92 号

# 第1章 建築士の努力義務

#### 【建築士の努力義務】

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第6条第3項の規定により当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明を行おうとする建築士は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行うよう努めなければならない。

# 第2章 建築主の基準適合義務等

# 【建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為】

- 第2条 法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為及び法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為は、次に掲げる建築行為のいずれかに該当するものとする。
  - 一住宅 (複合建築物 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省・国土 交通省令第1号。以下「基準省令」という。) 第 1条第1項第一号に規定する複合建築物をいう。) の住宅部分 (同条第2項に規定する住宅部分をいう。) のみの増築又は改築をする場合における当該住宅部分を含む。以下この号において同じ。) の建築であって、当該住宅 (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅の部分)を次に掲げる基準のいずれかに適合させるもの
    - イ 基準省令第1条第1項第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅(ロにお

いて「気候風土適応住宅」という。) にあっては、同号口(2)の一次エネルギー消費量に 関する国土交通大臣が定める基準に限る。)

- □ 基準省令第10条第二号イ(2)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準及び同号口(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準 (気候風土適応住宅にあっては、同号口(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に限る。)
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 (平成12年建設省令第20号)第3条第1項に規定する設計住宅性能評価 (以下この号及び次条第4項において「設計住宅性能評価」といい、特定建築行為に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。)を受けた住宅の新築
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20年法律第87号)第6条第1項の認定 (同法第8条第1項の変更の認定を含む。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第1項の確認 (次条第4項において「確認」という。)を受けた住宅の新築
- 2 法第11条第2項後段において準用する同条第 1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築 行為及び法第12条第3項後段において準用す る同条第2項ただし書の国土交通省令で定める 特定建築行為は、前項第一号に掲げる建築行為 に該当するものとする。

#### 【建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更】

第5条 法第11条第2項 (法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

# 第3章 建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定等

#### 【建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更】

- 第25条 法第31条第1項の国土交通省令で定め る軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更
  - 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(同条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

## 【建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 の申請】

第26条 法第31条第1項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第29による申請書の正本及び副本に、それぞれ第20条第1項に規定する図書 (法第29条第3項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあっては、第23条第2項各号に掲げる図書を含む。)のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第20条第1項の表中「法第30条第1項第一号」とあるのは、「法第31条第2項において準用する法第30条第1項第一号」とする。

# 第5章 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

#### 【再生可能エネルギー利用設備】

- 第76条 法第60条第1項の国土交通省令で定め る設備は、次に掲げるものとする。
  - 次に掲げる<u>再生可能エネルギー源</u>を<u>電気に変</u> 換する設備及びその付属設備
    - イ 太陽光
    - 口 風力

- ハ水力
- 二 地熱
- ホ バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。) をいう。次号において同じ。)
- 二 次に掲げる再生可能エネルギー源を熱として 利用するための設備又はバイオマスを熱源と する熱を利用するための設備
  - イ 地熱
  - 口 太陽熱
  - ハ 雪又は氷を熱源とする熱その他の自然界に 存する熱 (大気中の熱並びにイ及び口に掲 げるものを除く。)

# 【建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明】

第77条 法第63条第1項の規定により当該建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について説明を行おうとする建築土は、当該建築物の工事が着手される前に、当該説明を行わなければならない。

#### 【書面の記載事項】

- **第78条** 法第63条第1項の国土交通省令で定め る事項は、次に掲げるものとする。
  - 法第63条第1項の規定による説明の年月日
  - 二 説明の相手方の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
  - 三 当該建築物の所在地
  - 四 当該建築物に設置することができる再生可能 エネルギー利用設備の種類及び規模
  - 五 当該建築物の建築に係る設計を行った建築士 の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又 は木造建築士の別及びその者の登録番号
  - 六 当該建築士の属する建築士事務所の名称及び 所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士 事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事 務所の別

#### 【説明を要しない旨の意思の表明】

第79条 法第63条第2項の意思の表明(以下この条において「意思の表明」という。)は、当該建築物の建築に係る設計を行う建築士に次に掲げる事項を記載した書面を提出することに

よって行うものとする。

- 意思の表明の年月日
- 二 意思の表明を行った建築主の氏名又は名称及 び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 法第63条第1項の規定による説明を要しな い建築物の所在地
- 四 当該建築士の氏名、その者の一級建築士、二 級建築士又は木造建築士の別及びその者の登 録番号

## 【書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の 承諾等】

- 第80条 建築士は、法第63条第3項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - 次条第1項各号に掲げる方法のうち当該建築 士が用いるもの
  - 二 ファイルへの記録の方式
- 2 前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法 による提供を受けない旨の申出があったとき は、当該建築主に対し、法第63条第3項に規 定する事項の提供を電磁的方法によってしては ならない。ただし、当該建築主が再び前項の規 定による承諾をした場合は、この限りでない。

#### 【電磁的方法】

- 第81条 法第63条第3項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
  - 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又 は口に掲げるもの
  - イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第63条第3項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、建築士の使用に係る電子

- 計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法**)**
- 磁気ディスクをもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへ の記録を出力することにより書面を作成するこ とができるものでなければならない。
- 3 第1項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 電子情報処理組織をいう。

# 建築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令(抄)

平成 28 年 1 月 29 日経済産業省・国土交通省令第 1 号 最終改正: 令和 6 年 10 月 16 日経済産業・国土交通省令第 2 号

# 第1章 建築物エネルギー消費 性能基準

#### 【建築物エネルギー消費性能基準】

第1条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号。以下「法」という。) 第2条第1項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

非住宅部分(住宅部分以外の建築物の部分を

- いう。以下同じ。)を有する建築物(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。)を除く。第10条第一号において「非住宅建築物」という。)次のイ又は口のいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする非住宅部分。以下この号において同じ。)が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでな
  - イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量(1年間に消費するエネルギー消費量(1年間に消費するエネルギー(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)であって、建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分)のエネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。以下同じ。)

が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費 量 (床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。) を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。

- □ 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネ ルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣 が用途に応じて一次エネルギー消費量の算 出に用いるべき標準的な建築物であると認 めるものをいい、非住宅部分の増築又は改 築をする場合にあっては、当該増築又は改 築をする非住宅部分と同一の部分に限る。 以下この口において同じ。)の設計一次エ ネルギー消費量が、当該一次エネルギー消 費量モデル建築物の基準一次エネルギー消 費量を超えないこと。ただし、非住宅部分 を2以上の用途に供する場合にあっては、 当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一 次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算 出した設計一次エネルギー消費量を合計し た数値が、当該非住宅部分の各用途と同一 の用途の一次エネルギー消費量モデル建築 物ごとに算出した基準一次エネルギー消費 量を合計した数値を超えないこと。
- 二 住宅部分を有する建築物(複合建築物を除く。 以下「住宅」という。) 次のイ及び口に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分 (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする住宅部分。イ(2)及び口において同じ。) が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - イ 次の(1)又は(2)のいずれか (住宅部分の増築 又は改築をする場合にあっては、(2)) に適 合すること。ただし、地域の気候及び風土 に応じた住宅であることにより(1)及び(2)に 適合させることが困難なものとして国土交 通大臣が定める基準に適合するものについ

ては、この限りではない。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出し た単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。 以下同じ。) の外皮平均熱貫流率 (単位 住戸の内外の温度差1度当たりの総熱損 失量 (換気による熱損失量を除く。) を 外皮 (外気等 (外気又は外気に通じる床 裏、小屋裏、天井裏その他これらに類 する建築物の部分をいう。) に接する天 井(小屋裏又は天井裏が外気に通じてい ない場合にあっては、屋根)、壁、床及 び開口部並びに当該単位住戸以外の建築 物の部分に接する部分をいう。以下(1)に おいて同じ。)の面積で除した数値をい う。以下同じ。) 及び冷房期 (1年間の うち1日の最高気温が23度以上となる 全ての期間をいう。以下同じ。) の平均 日射熱取得率 (日射量に対する室内に 侵入する日射量の割合を外皮の面積によ り加重平均した数値をいう。以下同じ。 が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に 応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲 げる数値以下であること。

地域の 区分	外皮平均熱貫流率 (単位 1㎡1度 につきW)	冷房期の 平均日射熱取得率
1	0.46	_
2	0.46	_
3	0.56	_
4	0.75	_
5	0.87	3.0
6	0.87	2.8
7	0.87	2.7
8	_	6.7

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める 基準に適合すること。
- □ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
  - (1) 住宅部分の<u>設計一次エネルギー消費量が</u>、住宅部分の<u>基準一次エネルギー消費</u>量を超えないこと。
  - (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

- 三 複合建築物 次のイ又は口のいずれか (複合建築物の増築又は改築をする場合にあっては、イ) に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって複合建築物 (増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする複合建築物の部分)が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合 し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に 適合すること。
  - 次の(1)及び(2)に適合すること。
    - (1) 複合建築物の設計一次エネルギー消費量 が、複合建築物の基準一次エネルギー消 費量を超えないこと。
    - (2) 住宅部分が前号イに適合すること。
- 2 前項の住宅部分 (以下「住宅部分」という。) は、 次に掲げる建築物の部分とする。
  - 居間、食事室、寝室その他の居住のために継続的に使用する室 (当該室との間に区画となる間仕切壁又は戸 (ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)がなく当該室と一体とみなされる台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を含む。)
  - 二 台所、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、物置その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の専用に供するもの(前号に規定する台所、洗面所、物置その他これらに類する建築物の部分を除く。)
  - 三 集会室、娯楽室、浴室、便所、洗面所、廊下、玄関、階段、昇降機、倉庫、自動車車庫、自転車駐車場、管理人室、機械室その他これらに類する建築物の部分であって、居住者の共用に供するもの (居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)
- **3** 第1項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大 臣が別に定めるものとする。

#### 【非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量】

第2条 前条第1項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値 《その数

値に小数点以下1位未満の端数があるときは、 これを切り上げる。**)**とする。

 $E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ 

この式において、 $E_T$ 、 $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 、 $E_S$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $E_T$  設計一次エネルギー消費量(単位 GJ/年)  $E_{AC}$  空気調和設備の設計一次エネルギー消費 量 (単位 MJ/年)

E<sub>v</sub> 空気調和設備以外の機械換気設備の設計 一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

 $E_L$  照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>w</sub> 給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単 位 MJ/年)

E<sub>EV</sub> 昇降機の設計一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

Es エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備 (以下「エネルギー利用効率化設備」という。) による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 MJ/年)

 $E_{M}$  その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)

2 前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

#### 【非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量】

第3条 第1条第1項第一号イの非住宅部分の基準 一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネル ギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー 消費量は、次の式により算出した数値(その数 値に小数点以下1位未満の端数があるときは、 これを切り上げる。)とする。  $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times \underline{B} \times E_{M} \}$ × 10<sup>-3</sup>

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$ 、B 及び  $E_{M}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E<sub>ST</sub> 基準一次エネルギー消費量**(**単位 GJ/ 年**)** 

E<sub>SAC</sub> 空気調和設備の基準一次エネルギー消費 量 **(**単位 MI/年**)** 

E<sub>SV</sub> 空気調和設備以外の機械換気設備の基準 一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>SL</sub> 照明設備の基準一次エネルギー消費量 **(**単 位 MI/年**)** 

E<sub>sw</sub> 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 **(**単位 MI/年**)** 

E<sub>SEV</sub> 昇降機の基準一次エネルギー消費量**(**単 位 MJ/ 年**)** 

B 規模及び用途に応じて<u>別表第1</u>に掲げる非 住宅部分の基準一次エネルギー消費量の水準 を示す係数

E<sub>M</sub> その他一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

2 前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費 量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一 次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネ ルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー 消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及 びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大 臣が定める方法により算出するものとする。

#### 【住宅部分の設計一次エネルギー消費量】

第4条 第1条第1項第二号口(1)の<u>住宅部分</u>の設計 一次エネルギー消費量 (住宅部分の<u>単位住戸の</u> 数が1である場合に限る。) 及び第3項各号の 単位住戸の<mark>設計</mark>一次エネルギー消費量は、次の 式により算出した数値 (その数値に小数点以下 1位未満の端数があるときは、これを切り上げ る。) とする。

 $E_{T} = (E_{H} + E_{C} + E_{V} + E_{L} + E_{W} - E_{S} + E_{M}) \times 10^{-3}$ 

\_ E

-

この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_T$  設計一次エネルギー消費量 (単位 GJ/年)  $E_H$  暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単 位 MJ/年)
- E<sub>c</sub> 冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単 位 MI/年)
- E<sub>v</sub> 機械換気設備の設計一次エネルギー消費 量 **(**単位 MJ/年**)**
- $E_L$  照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- Ew 給湯設備 (排熱利用設備を含む。次項に おいて同じ。) の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- Es エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 MJ/年)
   E<sub>M</sub> その他一次エネルギー消費量(単位 MJ/年)
- 2 前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、 冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換 気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備 の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計 一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化 設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通 大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第1条第1項第二号ロ(1)の<u>住宅部分</u>の設計一次 エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が 1である場合を除く。以下この項において同 じ。) は、次の各号の<u>いずれか</u>の数値とする。
  - 単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計 と共用部分 (住宅部分のうち単位住戸以外の 部分をいう。以下同じ。) の設計一次エネル ギー消費量とを合計した数値
  - 単位住戸の設計一次エネルギー消費量を<u>合計</u> した数値
- 4 第2条第1項及び第2項の規定は、前項の共用 部分の設計一次エネルギー消費量について準用 する。

#### 【住宅部分の基準一次エネルギー消費量】

第5条 第1条第1項第二号ロ(1)の<u>住宅部分</u>の基準 一次エネルギー消費量**【**住宅部分の単位住戸の 数が1である場合に限る。)及び第3項各号の 単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の 式により算出した数値(その数値に小数点以下 1位未満の端数があるときは、これを切り上げ る。)とする。

$$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{M}) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$  及び  $E_{M}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E<sub>ST</sub> 基準一次エネルギー消費量**(**単位 GJ/ 年**)** 

E<sub>SH</sub> 暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 MI/年)

E<sub>SC</sub> 冷房設備の基準一次エネルギー消費量 **(**単 位 MI/年**)** 

E<sub>sv</sub> 機械換気設備の基準一次エネルギー消費 量 **(**単位 MI/年**)** 

E<sub>SL</sub> 照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>sw</sub> 給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>M</sub> その他一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

- 2 前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、 冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換 気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備 の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準 一次エネルギー消費量及びその他一次エネル ギー消費量は、国土交通大臣が定める方法によ り算出するものとする。
- 3 第1条第1項第二号口(1)の住宅部分の基準一次 エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が 1である場合を除く。以下この項において同 じ。) は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 一 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条 第3項第一号の数値とした住宅 単位住戸 の基準一次エネルギー消費量の合計と共用部 分の基準一次エネルギー消費量とを合計した 数値
- □ 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条

第3項第二号の数値とした住宅 単位住戸 の基準一次エネルギー消費量を合計した数値

4 第3条第1項及び第2項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

#### 【複合建築物の設計一次エネルギー消費量】

第6条 第1条第1項第三号口(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第2条第1項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第4条第1項又は第3項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

#### 【複合建築物の基準一次エネルギー消費量】

第7条 第1条第1項第三号口(1)の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第3条第1項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第5条第1項又は第3項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

第2章 特定一戸建て住宅建築主 等の新築する分譲型一戸建て規格 住宅等のエネルギー消費性能の一 層の向上のために必要な住宅の構造 及び設備に関する基準

【特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸 建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向 上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基 準】

- 第8条 特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型 一戸建て規格住宅に係る法第22条第1項の経 済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次 の各号に定める基準とする。ただし、国土交通 大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる 方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建 築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備え るべきエネルギー消費性能を有することが確か められた場合においては、この限りでない。
  - 特定一戸建て住宅建築主が令和2年度以降に 新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第1条 第1項第二号イ(1)に適合するものであるこ と。

- 二 特定一戸建て住宅建築主が令和2年度以降の各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第1条第1項第二号口(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定一戸建て住宅建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条第1項において同じ。)の合計を超えないこと。
- 2 特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る法第22条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - 特定共同住宅等建築主が令和8年度以降に新築する分譲型規格共同住宅等が、第10条第二号イ(1)に適合するものであること。
  - 二 特定共同住宅等建築主が令和8年度以降の各年度に新築する分譲型規格共同住宅等に係る第1条第1項第二号口(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型規格共同住宅等の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建築主の新築する分譲型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)の合計を超えないこと。

# 【特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費 量等】

第9条 前条第1項第二号の特定一戸建て住宅建築 主基準一次エネルギー消費量は、次の式により 算出した数値 《その数値に小数点以下一位未満 の端数があるときは、これを切り上げる。第3 項において同じ。》とする。

 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_{M} \}$   $\times 10^{-3}$ 

本条において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$  及び $E_{M}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E<sub>ST</sub> 特定一戸建て住宅建築主基準一次エネルギー消費量 (特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量) (単位 GI/年)

E<sub>SH</sub> 第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>SC</sub> 第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

E<sub>SV</sub> 第5条第1項の機械換気設備の基準一次 エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>SL</sub> 第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>sw</sub> 第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

E<sub>M</sub> 第5条第1項のその他一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

- 2 前条第2項第二号の特定共同住宅等建築主基準 一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長 屋又は共同住宅(以下「共同住宅等」という。) の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとお りとする。
  - 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4 条第3項第一号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特定共同 住宅等建築主基準一次エネルギー消費量とを 合計した数値
  - 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4 条第3項第二号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建築主基準一次エ ネルギー消費量を合計した数値
- 3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住 宅等建築主基準一次エネルギー消費量は、次の 式により算出した数値とする。

$$\begin{split} E_{ST} &= \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \underline{\times 0.8} + E_{M} \} \\ &\times 10^{-3} \end{split}$$

4 第3条第1項及び第2項の規定は、第2項第一 号の共用部分の特定共同住宅等建築主基準一次 エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第 1 項中「 $E_{ST}$ =  $\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times B\times E_{M}\}\times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST}$ = $\{(E_{SAC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SEV})\times 0.8+E_{M}\}\times 10^{-3}$ 」とする。

第2章の2 特定一戸建で住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建で規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

【特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準】

- 第9条の2 特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅に係る法第25条第1項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定一戸建て住宅建設工事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和6年度 以降に新たに建設する請負型一戸建て規格住 宅が、第1条第1項第二号イ(1)に適合するも のであること。
  - 二 特定一戸建て住宅建設工事業者が令和6年度 以降の各年度に新たに建設する請負型一戸建 て規格住宅に係る第1条第1項第二号口(1)の 住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計 が、当該年度に新たに建設する請負型一戸建 て規格住宅の特定一戸建て住宅建設工事業者 基準一次エネルギー消費量 (床面積、設備等 の条件により定まる特定一戸建て住宅建設工 事業者の新たに建設する請負型一戸建て規格 住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量 をいう。次条第1項において同じ。)の合計 を超えないこと。

- 2 特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する 請負型規格共同住宅等に係る法第25条第1項 の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、 次の各号に定める基準とする。ただし、国土交 通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価でき る方法と認める方法によって特定共同住宅等建 設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住 宅等が備えるべきエネルギー消費性能を有する ことが確かめられた場合においては、この限り でない。
  - 特定共同住宅等建設工事業者が令和6年度以降に新たに建設する請負型規格共同住宅等が、第1条第1項第二号イ(1)に適合するものであること。
  - 二 特定共同住宅等建設工事業者が令和6年度以降の各年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る第1条第1項第二号口(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格共同住宅等の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量 (床面積、設備等の条件により定まる特定共同住宅等建設工事業者の新たに建設する請負型規格共同住宅等に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。) の合計を超えないこと。

### 【特定一戸建で住宅建設工事業者基準一次エネル ギー消費量等】

- 第9条の3 前条第1項第二号の特定一戸建て住宅 建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次 の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定めるとおりとする。
  - 請負型一戸建て規格住宅(次号に掲げるものを除く。) 次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。次号及び第3項において同じ。)

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_{M} \} \times 10^{-3}$$

本条において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$  及び $E_{M}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E<sub>ST</sub> 特定一戸建て住宅建設工事業者基準一次 エネルギー消費量 (特定共同住宅等建設工事 業者基準一次エネルギー消費量を算出する場合にあっては、特定共同住宅等建設工事業者 基準一次エネルギー消費量) (単位 GJ/年)

E<sub>SH</sub> 第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>SC</sub> 第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

E<sub>SV</sub> 第5条第1項の機械換気設備の基準一次 エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>SL</sub> 第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>SW</sub> 第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>M</sub> 第5条第1項のその他一次エネルギー消費量**(**単位 MI/年**)** 

二 特定一戸建て住宅建設工事業者が経済産業大 臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新た に建設する請負型一戸建て規格住宅 次の 式により算出した数値

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.75 + E_{M} \}$$

$$\times 10^{-3}$$

- 2 前条第2項第二号の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4 条第3項第一号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準 一次エネルギー消費量の合計と共用部分の特 定共同住宅等建設工事業者基準一次エネル ギー消費量とを合計した数値
  - 二 住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第4 条第3項第二号の数値とした共同住宅等 単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準 一次エネルギー消費量を合計した数値
- 3 前項第一号及び第二号の単位住戸の特定共同住宅等建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。  $E_{ST} = \{(E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{M}| \times 10^{-3}$
- 4 第3条第1項及び第2項の規定は、第2項第一 号の共用部分の特定共同住宅等建設工事業者基

準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条第 1 項中「 $E_{ST}$ =  $\{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B \times E_{M} \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST}$ =  $\{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_{M} \} \times 10^{-3}$ 」とする。

# 第3章 建築物エネルギー 消費性能誘導基準

#### 【建築物エネルギー消費性能誘導基準】

- 第10条 法第30条第1項第一号の経済産業省令・ 国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げ る建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める基準とする。
  - 非住宅建築物 次のイ及びロ (非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (イ(1)、別表第1及び別表第3において「工場等」という。) の用途に供する場合にあっては、ロ) に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
    - **イ** 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
      - (1) 国土交通大臣が定める方法により算出し た非住宅部分 (工場等の用途に供する部 分を除く。以下(1)及び(2)において同じ。) の屋内周囲空間 (各階の外気に接する壁 の中心線から水平距離が5m以内の屋 内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及 び外気に接する床の直上の屋内の空間を いう。以下(1)及び(2)において同じ。)の 年間熱負荷 (1年間の暖房負荷及び冷房 負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)におい て同じ。) を屋内周囲空間の床面積の合 計で除した数値が、用途及び第1条第1 項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地 域の区分」という。) に応じて別表第2 に掲げる数値以下であること。ただし、 非住宅部分を2以上の用途に供する場合

- にあっては、当該非住宅部分の各用途の 屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用 途の屋内周囲空間の床面積の合計で除し て得た数値が、用途及び地域の区分に応 じた別表第2に掲げる数値を各用途の屋 内周囲空間の床面積により加重平均した 数値以下であること。
- (2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モ デル建築物 (非住宅部分の形状を単純化 した建築物であって、屋内周囲空間の年 間熱負荷の算出に用いるべきものとして 国土交通大臣が認めるものをいう。以下 (2)において同じ。)について、国土交通 大臣が定める方法により算出した屋内周 囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床 面積の合計で除した数値が、用途及び地 域の区分に応じて別表第2に掲げる数値 以下であること。ただし、非住宅部分を 2以上の用途に供する場合にあっては、 当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル 建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱 負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床 面積の合計で除して得た数値が、用途及 び地域の区分に応じた別表第2に掲げる 数値を各用途の屋内周囲空間の床面積に より加重平均した数値以下であること。
- □ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
  - (1) 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消 費量(実際の設計仕様の条件を基に算定 した一次エネルギー消費量であって、建 築物のエネルギー消費性能が建築物エネ ルギー消費性能誘導基準に適合するかど うかの審査に用いるものをいう。以下同 じ。)が、非住宅部分の誘導基準一次エ ネルギー消費量 (床面積、設備等の条件 により定まる建築物エネルギー消費性能 誘導基準となる一次エネルギー消費量を いう。以下同じ。) を超えないこと。た だし、非住宅部分を2以上の用途に供す る場合にあっては、各用途に供する当該 非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次 エネルギー消費量を合計した数値が、各 用途に供する当該非住宅部分ごとに算出 した誘導基準一次エネルギー消費量を合 計した数値を超えないこと。

- (2) 非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を2以上の用途に供する場合にあっては、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。
- 二 住宅 次のイ及び口に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。
  - **イ** 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
    - (1) 第1条第1項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる数値以下であること。

地域の 区分	外皮平均熱貫流率 (単位 1㎡1度に つきW)	冷房期の 平均日射熱取得率			
1	0.40	_			
2	0.40	_			
3	0.50	_			
4	0.60	-			
5	0.60	3.0			
6	0.60	2.8			
7	7 0.60				
8	_	6.7			

- (2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める 基準に適合すること。
- 口 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。
  - (1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費 量が、住宅部分の誘導基準一次エネル ギー消費量を超えないこと。

- (2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。
- **三 複合建築物** 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。
  - ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。
    - (1) 非住宅部分が第1条第1項第一号イに定 める基準に適合し、かつ、住宅部分が同 項第二号口(1)に適合すること。
    - (2) 複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。
    - (3) 非住宅部分が第一号イ(1)に定める基準に 適合し、かつ、住宅部分が前号イに適合 すること。

#### 【非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量】

第11条 前条第一号口(1)の非住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量及び同号口(2)の一次エネ ルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネ ルギー消費量は、次の式により算出した数値(そ の数値に小数点以下一位未満の端数があるとき は、これを切り上げる。)とする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

- この式において、 $E_T$ 、 $E_{AC}$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_{EV}$ 、 $E_S$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- $E_{T}$  誘導設計一次エネルギー消費量 (単位 GJ/年)
- E<sub>AC</sub> 第2条第1項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)**
- E<sub>v</sub> 第2条第1項の空気調和設備以外の機械 換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)
- E<sub>L</sub> 第2条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)
- Ew 第2条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)
- E<sub>EV</sub> 第2条第1項の昇降機の設計一次エネル ギー消費量 (単位 MJ/年)
- E<sub>s</sub> エネルギー利用効率化設備(コージェネレーション設備に限る。次項並びに第13条第1項及び第2項において同じ。)による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位

MI/年)

E<sub>M</sub> 第2条第1項のその他一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

#### 【非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量】

第12条 第10条第一号口(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号口(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

$$\begin{split} E_{ST} &= \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \, \underline{\times \, \underline{B}} + E_{\underline{M}} \} \\ &\times 10^{-3} \end{split}$$

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SAC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 、 $E_{SEV}$ 、B 及び  $E_{M}$  はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E<sub>ST</sub> 誘導基準一次エネルギー消費量 **(**単位 GJ/ 年**)** 

E<sub>SAC</sub> 第3条第1項の空気調和設備の基準一次 エネルギー消費量**(**単位 MI/年**)** 

E<sub>sv</sub> 第3条第1項の空気調和設備以外の機械 換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>SL</sub> 第3条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>sw</sub> 第3条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

 $E_{SEV}$  第 3 条第 1 項の昇降機の基準一次エネル ギー消費量 (単位 MJ/年)

B 用途に応じて別表第3に掲げる非住宅部分 の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示 す係数

E<sub>M</sub> 第3条第1項のその他一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

#### 【住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量】

第13条 第10条第二号ロの住宅部分の誘導設計 一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の 数が一である場合に限る。) 及び第3項各号の 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値 (その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

 $E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ 

この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$  及び  $E_M$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $E_T$  誘導設計一次エネルギー消費量 (単位 GI/年)

E<sub>H</sub> 第4条第1項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>c</sub> 第4条第1項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>v</sub> 第4条第1項の機械換気設備の設計一次 エネルギー消費量 (単位 MI/年)

E<sub>L</sub> 第4条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

Ew 第4条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

E<sub>s</sub> エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 MI/年)

E<sub>M</sub> 第4条第1項のその他一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

- 2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。
- 3 第10条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。) は、次の各号のいずれかの数値とする。
  - 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の 合計と共用部分の誘導設計一次エネルギー消 費量とを合計した数値
  - 二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を 合計した数値
- 4 第11条第1項及び第2項の規定は、前項第一 号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量 について準用する。

#### 【住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量】

第14条 第10条第二号口(1)の住宅部分の誘導基

38

建築物省エネ基準省令 第3章

準一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が1である場合に限る。) 及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値 (その数値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。) とする。

 $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_{M} \}$   $\times 10^{-3}$ 

この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、  $E_{SW}$  及び  $E_{M}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

 $E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 GJ/年)

E<sub>SH</sub> 第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>SC</sub> 第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MJ/年)

E<sub>sv</sub> 第5条第1項の機械換気設備の基準一次 エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>SL</sub> 第5条第1項の照明設備の基準一次エネ ルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

E<sub>sw</sub> 第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 MI/年)

E<sub>M</sub> 第5条第1項のその他一次エネルギー消費量**(**単位 MJ/年**)** 

- 2 第 10 条第二号口(1)の住宅部分の誘導基準一次 エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が 1 である場合を除く。以下この項において同 じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
  - 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を 前条第3項第一号の数値とした住宅 単位 住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計 と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量 とを合計した数値
  - 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を 前条第3項第二号の数値とした住宅 単位 住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計 した数値
  - 3 第12条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用す

る。この場合において、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_{M} \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_{M} \} \times 10^{-3}$ 」とする。

#### 【複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量】

第15条 第10条第三号口(2)の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、第11条第1項の規定により算出した非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量と第13条第1項又は第3項の規定により算出した住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値とする。

#### 【複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量】

第16条 第10条第三号口(2)の複合建築物の誘導 基準一次エネルギー消費量は、第12条の規定 により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネ ルギー消費量と第14条第1項又は第2項の規 定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネ ルギー消費量とを合計した数値とする

# 省令附則

#### 【経過措置】

- 第2条 この省令の施行の際現に存する建築物(令和4年10月1日以後にする法第29条第1項の認定の申請に係るものを除く。次項及び次条において同じ。)の非住宅部分について、第12条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条中「 $E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_{M}\} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_{SL} \times 10^{-3}$ 」とする。
- 2 この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅 部分について、第10条第一号の規定を適用す る場合においては、当分の間、同号イの規定は、 適用しない。
- 第3条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第 14 条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第 1 項中「 $E_{ST}$ = $\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW})\times 0.8+E_{M}\}\times 10^{-3}\}$ とあるのは「 $E_{ST}$ = $\{(E_{SH}+E_{SC}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SL}+E_{SW}+E_{SL}+E_{SV}+E_{SL}+E_{SW}+E$
- 2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部

# 別表第 1、別表第 2 ●建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(抄)

分について、第10条第二号の規定を適用する 場合においては、当分の間、同号イの規定は、 適用しない。

#### 別表第1(第3条関係)

	規模	用途	非住宅部分の基準 一次エネルギー消 費量の水準を示す 係数
(1)		事務所等	0.8
(2)		ホテル等	0.8
(3)	非住宅部分の床面積 <b>(</b> 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令 <b>(</b> 平成	病院等	0.85
(4)	28年政令第8号)第3条に規定する床面積(非住宅部分の増築又は改築をする場合にあっ	百貨店等	0.8
(5)	ては、当該増築又は改築に係る部分の床面積】をいう。以下この表において同じ。】の合計が2,000㎡以上であること。	学校等	0.8
(6)	計が2,000m以上であること。	飲食店等	0.85
(7)		集会所等	0.85
(8)		工場等	0.75
(9)	非住宅部分の床面積の合計が2,000㎡未満であること。		1.0

#### 備考

15

20

1 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3に おいて同じ。 15

20

25

35

- 2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び 別表第3において同じ。
- 4 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 5 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況 に関してこれらに類するものをいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第 2及び別表第3において同じ。
- 7 「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。別表第2及び別表第3において同じ。
- 8 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第2において同じ。

#### ∞ 別表第2(第10条関係)

	用途		地域の区分							
			1	2	3	4	5	6	7	8
(1)	事務所等		480	480	480	470	470	470	450	570
(2)	ホテル等	客室部	650	650	650	500	500	500	510	670
		宴会場部	990	990	990	1260	1260	1260	1470	2220
(3)	病院等	病室部	900	900	900	830	830	830	800	980
		非病室部	460	460	460	450	450	450	440	650
(4)	百貨店等		640	640	640	720	720	720	810	1290
(5)	学校等		420	420	420	470	470	470	500	630
(6)	飲食店等		710	710	710	820	820	820	900	1430
(7)	集会所等	図書館等	590	590	590	580	580	580	550	650
		体育館等	790	790	790	910	910	910	910	1000
		映画館等	1490	1490	1490	1510	1510	1510	1510	2090

#### 備考

単位は、1 ㎡ 1 年につきMJとする。

40

#### 別表第3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(抄)●

# 別表第3(第12条関係)

45

	用途	非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数
(1)	事務所等	0.6
(2)	ホテル等	0.7
(3)	病院等	0.7
(4)	百貨店等	0.7
(5)	学校等	0.6
(6)	飲食店等	0.7
(7)	集会所等	0.7
(8)	工場等	0.6

Е